

# 令和4年第11回美幌町議会定例会会議録

令和4年12月6日 開会

令和4年12月9日 閉会

令和4年12月7日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問 13番 馬場博美君  
7番 坂田美栄子君  
6番 伊藤伸司君  
3番 大江道男君

○出席議員

1番 戸澤義典君	2番 藤原公一君
3番 大江道男君	4番 高橋秀明君
5番 木村利昭君	6番 伊藤伸司君
7番 坂田美栄子君	副議長 8番 岡本美代子君
9番 稲垣淳一君	10番 古舘繁夫君
12番 松浦和浩君	13番 馬場博美君
議長 14番 大原昇君	

○欠席議員

11番 上杉晃央君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君	教育委員会会長 矢萩浩君
監査委員 高木清君	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 高崎利明君	総務部長 小室保男君
町民生活部長 関弘法君	福祉部長 河端勲君
経済部長 後藤秀人君	建設部長 那須清二君
病院事務長 但馬憲司君	事務連絡室長 志賀寿君
会計管理者 田中三智雄君	総務課長 斉藤浩司君
危機対策課長 弓山俊君	政策課長 沖崎寿和君
財務課長 吉田善一君	町民活動課長 佐久間大樹君
戸籍保険課長 佐々木 斉君	税務課長 松尾まゆみ君
選挙管理委員会事務局長	
社会福祉課長 水上修一君	保健福祉課長 中尾 亘君
農林政策課長 橋本 勝君	耕地林務主幹 伊藤 寿君
農業委員会事務局長	
みらい農業課長 午来 博君	商工観光課長 影山俊幸君
建設課長 森口尚博君	建築主幹 宮田英和君
環境管理課長 鶴田雅規君	上下水道課長 石山隆信君
病院総務課長 以頭隆志君	地域医療連携課長 高山吉春君

事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	片平英樹君
社会教育課長	立花良行君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠國求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田剛君
庶務係	金子未准君		

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和4年第1回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番大江道男さん、4番高橋秀明さんを指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりでございます。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、1日目と同様でありますので御了承願います。

なお、上杉議員、所用のため本日欠席の旨、届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許

します。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 私は、さきに通告しております3点について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目、美幌町交流促進センター峠の湯びほろについてであります。5項目について質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

峠の湯びほろは、平成8年12月にオープンし、今年で26年が経過します。

この間、第三セクターで業務を行っていた株式会社美幌ふるさと振興公社が、経営難等から平成18年3月に解散し、同年4月から指定管理者制度を導入して16年が経過し、現在3社目の株式会社道央環境センターが管理運営を行っているところで

す。令和4年3月31日に指定期間が満了することに伴い、令和4年度から4年間の峠の湯びほろの管理運営について、令和3年8月24日開催の全員協議会で、町長は「平成8年に施設がオープンしてから25年が経過しており、温泉設備や外壁・屋根などの大規模改修が予想されますが、コロナ禍の状況から現時点で今後の見通しを立てることは難しく、次期4年間の時間をいただきたいと考えております」と説明されておりますが、現時点における次の項目について、町長の考え方を伺います。

1、入浴料金改定等による収益の見通しについて。

令和4年度入浴料金改定による収益の見通し、峠の湯びほろ行き運行バス・福祉風呂への介助リフト設置・町内障がい者入浴半額助成のそれぞれの利用状況及び令和4年度の10月末までの入浴者数についてお伺いいたします。

2、源泉の今後の対応等について。

現在の源泉については、峠の湯びほろが

オープンしてから26年間使用していますが、今後の源泉の対応についてお伺いいたします。

### 3、大規模改修について。

町長は「一定の方向性が出るまで、大規模改修は行わず、最小限の小破修繕で対応していく」と全員協議会で説明されていますが、外壁や屋根などは、早期に修繕しないと多額の費用を要することになります。

このようなことから、大規模改修の考え方を伺います。

### 4、指定管理料について。

令和4年度から令和7年度までの4年間の指定管理料は年間1,300万円ですが、この期間中に水道光熱費の高騰、最低賃金の改定及び物価上昇等があった場合、指定管理料を増額すべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

また、指定管理者制度を導入した平成18年度から令和3年度までの16年間の収支赤字の累計額が約1億6,686万2,000円となっていますが、今後の指定管理料の考え方について、町長の考え方を伺います。

### 5、今後の管理運営について。

峠の湯びほろの現在の指定期間（令和4年度から令和7年度）満了後における管理運営について、町長の考え方を伺いいたします。

2点目であります。

### 森林環境譲与税について。

森林環境譲与税の今後の利用促進についてであります。森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成31年に創設されました。

しかし、北海道によりますと、平成31年度と令和2年度に道内179市町村に配分された森林環境譲与税の総額38億3,300万円のうち、活用された額は15億1,

800万円と40%にとどまり、残る60%は基金に積立てられているとのことですが、美幌町における森林環境譲与税の配分額に対する充当事業等について、お伺いいたします。

また、森林環境譲与税の使途について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の規定により「市町村においては、森林に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない」とされています。

このようなことから、今後における森林環境譲与税の使途について、町長の考え方を伺いいたします。

3点目であります。

### 花壇コンクールについて。

花壇コンクールの実施についてですが、町内においては、道路の花壇、集会所、公園、保育園、幼稚園、学校及びその他の公共施設や町内企業、個人の花壇等でたくさんの花が植栽されています。

特に、道路の花壇については、各自治会が取り組み、町内全域にわたって花が植栽され、町内外から好評を得ているところがあります。

これらのことによって、地域の環境美化、交通安全、ごみのポイ捨て防止等に大変役立っていると思います。

今後において、地域における緑化意識の高揚と、花と緑があふれる住みよい生活環境づくりをさらに推進するため、他市町村でも実施しています花壇コンクールを実施して、町内を花いっぱい推進すべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕馬場議員の御質問に答弁いたします。

初めに、美幌町交流促進センター峠の湯

びほろについてですが、峠の湯びほろにつきましては、年間10万人以上の方に利用いただいている町の主要な公共施設であります。一昨年より新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業もあり、令和元年度は10万人を維持したものの、令和2年度は約8万9,000人、令和3年度は約9万5,000人の入浴者数となったところでもあります。

御質問の1点目、入浴料金改定による収益の見通しにつきましては、令和4年度の10月末までの入浴者数をコロナ禍前の平成30年度（年間約10万8,000人）の同期と比較すると、約2,000人減少しておりますが、入浴収入は、料金改定により同期比約700万円の増収となっております。

このまま推移しますと、今年度の入浴収入は平成30年度と比べて約900万円の増収を見込みますが、電気料及び燃料費の高騰による支出が増加する見込みから、年間の収支としては減益となる見通しであります。

また、本年4月下旬より運行を開始した峠の湯送迎バスの往復乗車人数は、10月末現在延べ512人、本年5月中旬に福祉風呂へ設置した介助用リフトの利用者数は、10月末現在実人数で約7人、本年4月1日より実施の障がい者を対象とした入浴料半額助成利用者数は、10月末現在延べ1,322人、今年度の入浴者数は、10月末現在6万3,019人となっております。

2点目の源泉につきましては、令和元年に井戸の中間層から低温の温泉水が混入してきたことにより自噴し、現在は35度前後の源泉温度となっており、令和3年に北海道立総合研究機構地質研究所へ相談したところ、新たな源泉の掘削費用として約8,000万円かかる見込みとのことであります。

今後の対応としましては、源泉温度は下

がったものの自噴している状況であることから、温泉の湧出を維持し、新たな掘削は必要ないものと認識しております。

3点目の大規模改修につきましては、温泉設備や外壁・屋根などが考えられますが、新型コロナウイルス感染症の影響、原油価格や物価高騰などの状況から現時点で今後の見通しを立てることは難しく、次期指定管理者を公募する前までに一定の方向性を示したいと考えております。

4点目の指定管理料につきましては、峠の湯びほろの管理に関する協定書において、災害及び社会情勢の激変等やむを得ない事由が生じたときは、指定管理者と協議の上、指定管理料を変更できるものとしており、昨年度は原油価格高騰による燃料費分の指定管理料を増額しておりますが、今後も状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

また、今後の指定管理料の考え方についてであります。住民サービスの維持・向上を図り、利用者確保が図られることが必要であることから、安定的な施設運営が図られる最低必要経費を負担することとし、事業計画による収入を見込んだ上で検討してまいりたいと考えております。

5点目の現在の指定期間満了後における管理運営につきましては、現時点の考えとしまして、現在の経済情勢の中、温泉事業者の開業を期待できないこと、また、多くの入浴者数を維持していることから、峠の湯びほろの運営を継続する必要があると認識しており、今後も町民の健康増進や地域間交流の拠点施設として活用すべきと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、森林環境譲与税について、本町における森林環境譲与税の配分額に対する充当事業等についてであります。交付初年度の令和元年度は、今後の森林整備事業に充てるために交付額1,549万1,000円を全額基金に積立て、令和2年度以降

は、同譲与税の使途に基づく活用について制度設計を行い、当初予算において美幌町森林環境整備事業補助金や林道修繕、天然更新できず放置されていた土地購入費用などに交付額の全額を充ててまいります。

なお、令和3年度までの森林環境譲与税の充当額は、昨年度の国の補助配分額が増加し、森林環境整備事業補助金の実績が当初予算を下回った結果、交付額8,107万8,000円に対し、51.3%の4,158万6,000円となっております。

また、令和4年度からは、新たに美幌町森林の担い手支援等補助金を創設し、林業従事者及び林業事業者への小型林業機械購入補助を行っているほか、林業従事者への就業支援も行う予定であります。

今後につきましても、森林環境譲与税を活用して、林業従事者の担い手不足対策や作業環境整備に対する支援、人材育成、木材利用の促進など、関係機関等の意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、花壇コンクールについてですが、美幌町の環境緑化の現状につきましては、町民の皆様の御協力により、公共施設や自治会内の花壇、道路の植樹ますなどでたくさんの花が植えられ、環境美化に多大な貢献をさせていただいております。

町としては、毎年約8万本以上の花苗を希望される自治会や公共施設に無償配布させていただいているほか、駅前花壇の植栽や、近年は、国道39号沿いの日産自動車前の旧国道跡地への植栽作業などにも協力させていただいているところであります。

また、日頃より町内の花による景観づくりに御尽力いただいている美幌町フラワーマスター連絡協議会の主催により「花のある庭写真展」を毎年開催していただき、地域や家庭における緑化意識の向上にもつながっていると考えております。

御質問の花壇コンクールの実施については、北見市をはじめ道内各地で開催されて

いるところですが、開催の方法や実施主体、対象とする花壇や審査方法などについて、美幌町フラワーマスター連絡協議会からも御意見をいただきながら、今後、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） それでは順次、再質問させていただきます。

最初に、美幌町交流促進センター岬の湯びほろについてであります。

一つ目の入浴料金改定による収益の見通しについては、令和4年度10月末の入浴者数は6万3,019人と、平成30年度に比べて2,000人減少しているということですが、今年度より入浴料金を大人500円から600円などに改定し、今年度末の入浴収入は900万円の増収を見込まれていると答弁されております。

そこで「電気料及び燃料費の高騰により支出が増加する見込みから、年間の収支としては減益となる見通し」との答弁ですが、今年度末、年間の収支の見通しについて、例えば、平成30年度と比べてどのぐらいの見通しを予想しているのか、分ければ教えていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの平成30年度と比べた令和4年度の収支見込みという御質問でございますけれども、平成30年度の収支がマイナス1,727万4,000円でございます。

そこから、令和4年度の収支見込みはマイナス1,498万9,000円と見込んでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 平成30年度1,

727万4,000円の赤字に対して、今年度は1,500万円ぐらいの赤字になる見込みだということについては、説明で分かりました。

次に、答弁にもありますが、本年4月下旬より運行を開始した峠の湯送迎バスの乗車人数は、10月末現在で延べ512人、1か月平均で約85人が利用され、また、4月1日より実施の障がい者を対象とした入浴料半額助成利用者数は、10月末現在で1,322人と、1か月平均で約188人が利用されている状況であり、入浴者の増加にもつながっていると思います。

今後、峠の湯びほろの指定管理者の経営収支の赤字を少しでも減少させるため、さらに入浴者の増加に向けた町としての具体的な対策について、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 当初、入浴料を上げさせていただいたことで、入浴される方が減るのではないかという予測はしておりましたが、今回答弁させていただいたとおり、平成30年ですからコロナ前の人数と比較して、私は非常に善戦しているかなと思っております。

ですから、入浴料を上げたことによって入浴者数が峠の湯から離れたということでは意外とないのかなと思ってます。

皆さんに来ていただいていることに対して本当に感謝しております。

今回質問されましたけれども、いろいろな送迎とか、障がいの方々、それから福祉風呂をやることで、それなりの人数も来ていただいているということでもあります。

まず、入浴者数を増やすためには、通常で来ていただける部分、それから施策的に新たに実施してきたこと、こうした制度をつくりましたとか、送迎がありますということをより知ってもらえる努力をしていく必要があるのかなと思っております。

また、直接入浴者の増加に関わる話では

ない部分もあり、全てができていないわけではないのですが、峠の湯でちょっとしたミニイベントをして、お客様に来ていただいて、できればそのまま入浴、それから食堂を利用していただくということもいろいろやっています。

そのことに対して、町としても担当者が応援しているという状況でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 一つは、今までのこうした送迎バスのPRあるいは障がい者を対象とした半額助成制度のPR、町長が言われたミニイベントということだと思いますけれども、このような地域、都橋の方に、会合とかで使っていただけるような工夫をしていただければと思います。

今回はコロナの関係で利用できないですけれども、当時私も担当していましたが、役場で何か会議があるときなど、そのような場でも使っていただきたいなと思いました。

これからも峠の湯びほろについて、中に入れて右側のような空いているスペースもありますので、指定管理者と打合せをしながら、進めていただきたいと思っております。

それでは、二つ目についてお伺いします。

二つ目の源泉については、答弁にもありましたけれども、令和元年に井戸の中間層から低温の温泉水が混入してきたことにより自噴し、現在35度前後の源泉温度となっており、温泉の湧出を維持し新たな掘削は必要ないということですが、本当に35度でいいのかということですね。

例えば、現在の源泉は26年間使っていますので、今後何年ぐらい現状の中でできるのか。

私がいるときもそうだったので、道立総合研究機構地質研究所の判断も聞いて町が判断した経過もありますので、



道立総合研究機構地質研究所の判断を含め、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 源泉の考え方ですけれども、今後どのくらいもつかというのは、なかなか予想が難しいのかなと思っています。

御相談したときに、あとどのくらいもつかかなという話も率直に聞いてみます。

ひょっとしたら明日止まるかもしれないし、それは言い切れないというか、本音の話をするれば、あの温泉をもう一本掘ることができれば一番いいのかなと思っています。

ただ、費用の問題とか、あとはあの敷地内で同じ温泉層の部分、同類のものでやったとしても余り意味がないとなった場合に、温泉源として確保できるかということもいろいろ相談させていただいて、敷地がそんなに広いわけではないので、近くということちょっと難しいところもあるよねということも聞いております。

そうした中でいけば、今の源泉が止まらないようにということを祈って使うしかないのかなというのが本音であります。

公共は分かりませんが、多分、温泉施設を持っているところというのは、必ず源泉を2本用意している。

当然、止まった場合にどうするということのためにそのようなやり方をしていますが、私どもの施設においてはなかなかそこまでできるような状況ではないと、今のところ私はそう判断しております。

それから、温泉については確かにちょっと温度が低いですが、何が一番使っているかという、温泉源というよりも洗水というか。

もし間違っていたら多分担当が指摘してくれると思うのですが、約10トンの水を加温して洗水に使っていて、その温度を上げるための熱源に使っています。

このシステムをしっかり考えれば、温泉

に入るといふ部分の熱源としての加温というのは、そんなに負担になっていないのかなと理解しているところであります。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 町長は「温泉の湧出を維持し新たな掘削は必要ない」ということで、1回目に御答弁されています。

35度でいいのかどうかということもありますけれども、当面はそのような考え方だと思いますので、今後、できれば道立総合研究機構地質研究所にも聞いて、再度、細かいデータを取った中での判断も必要かなと思います。

当面については、掘削は必要ないということに理解いたしました。

それでは、三つ目に移らせていただきます。

大規模改修の考え方について、町長は「現段階においては、今後の見通しを立てることは難しく、次期指定管理者を公募するまでに一定の方向性を示したい」と答弁されています。実は、私は現地を確認させていただきましたが、特に、外壁の破損がひどい状況にあり、本当に抜本的な改修が必要ではないかと思いました。

資料等で見ますと、過去にも外壁、屋根の修繕費用にかかる経費も算出されていると思いますけれども、改めてお伺いします。

この抜本的な改修には多額の費用がかかると思われませんが、外壁それから屋根、温泉設備等の修繕費用はおよそどのくらいかかるのか、伺います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの峠の湯の外壁、屋根などの大規模改修の費用につきまして、お答えさせていただきます。

平成29年度に改修等の調査を検討した結果、スペックが高い、中くらい、最低限ということで3段階の費用を見積もってご

ございます。当時の見積額で、およそでございますが、スペックが高いのが4億5,000万円、スペックの中が3億6,000万円、スペックの最低限が2億2,000万円となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今、課長から答弁いただきましたとおり、高いものであれば4億5,000万円、あるいは一番下のであれば2億2,000万円ということであり、これだけ多額の費用がかかるのであれば、一つの考え方として、もう少しコンパクトに新たに建て替える、4億5,000万円もかかるのであれば、建て替えるという考え方はどうなのか、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 建て替えるというところまでの気持ちは、そこまで強く思っていないのですね。

当時の状況を振り返りますと、私が町長になったときに、峠の湯を今の状態からいろいろ改修するとこれだけかかるということは、皆様に公表されていたのです。

それは、今言ったようにフルスペックでとか、ただ、余りにも額が大きかったこともあって、検証としてそのような話がきちんとされているのかというのは、非常に疑問でありました。

ですから、私も町長になってからいろいろ見させていただいたものもありましたし、今は地元でそうした施設はやめてしまいましたけれども、そうした施設を使って新たな民間の動きもあったりして、全てが峠の湯という見方になかったこともありました。

一つの判断をどうするというのでいけば、今後、峠の湯についてどうするかをきちんとしっかり考えていきたいという話を皆さんにさせていただいたのが現実です。

今となれば、峠の湯しかない中において、峠の湯は町民の方が楽しみにしているので維持はすべきだと思うのです。

しかし、今の大きさでの改修であるので、それを同じ形で改修して維持することに疑問であるということは、馬場議員が感じていることと同じなわけですけれど、コンパクトに建て替えたという話になったときに、はい、そうですねというのは、今の段階で私が発言することは差し控えたいというか、疑問を持っていることは確かです。

ただ、何とか少しでも大きなお金をかけずに、使えるだけ使える方法はないのかなと、真剣に悩んでいることは事実であります。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今の町長の御答弁の中で費用がたくさんかかると、私も同感であります。

その中で、今現在の建物をそのままやるのではなくて、コンパクトに小さく建てたら、もっと費用が少なく終わるような感じもします。

そうしたことも今後、この4年間、いや3年間ですか、ぜひ検討していただきたいと。

ただ、現実として建物が本当にひどくなっています。

やはり安全な対策を講じなければならぬと考えていますので、できるだけ早くその方向性は必要かなと思います。

そこで具体的に、峠の湯の中で疑問に思ったことがありましたので、教えていただきたいと思います。

この峠の湯びほろについて、耐震診断は必要な場所なのか、それとも耐震診断はされているのかを伺います。

あわせて、一番関心があるのが入浴室のドームの天井の安全性について、かなり高い天井になるので定期的に点検しているの

か、この2点をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの耐震性の検査について、必要なものかどうかも含めてという御質問が一つ目ということでありましてけれども、耐震性の検査を実施したかどうかというのは、今現在把握してございません。申し訳ございません。

それから、ドームの安全性についての定期点検ということですが、こちらにつきましても、以前、ドームの中を拭いてウレタンを塗装するという改修にあわせて、確か簡易的な検査だと思っておりますけれども、検査を実施したのではないのかなと記憶してございます。

ただ、定期的という意味合いでは、建築基準法に基づいた定期点検を1年に1回、峠の湯の施設としてやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 分かりました。

耐震診断の話はちょっと後で私も調べてみます。

それで、入浴客の方にお伺いしますと、やはり一番心配なのが天井はどうなのかなということなんです。

これについては過去にも簡易検査をやったということですが、私は、ある程度の期間を決めて、定期的にやる必要があるのではないかと思います。

今後、この点についてもぜひ実施していただきたいと思ひます。

それと、またちょっと細かい話なのですが、道央環境センターから、入浴室の屋根以外は自前で塗装しているという話をお伺いしました。

入浴室の屋根については何年か前にやったと思うのですが、かなり経過している状況の中で、これについては今後、町で塗装をすべきと思ひます。

そのことも含めて、やれる塗装について

は早急に対応すべきかなと思ひます。

あわせて、修繕が必要な箇所について、私は、安全管理上、費用がかかっても町で修繕すべきと思ひますが、この2点についてお伺ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの安全性を担保するということでの修繕を早急にということ、その負担を町でということでございます。

議員おっしゃられますように、日々、道央環境センターに自前で点検をしていただきまして、利用者の方々に安全に入浴していただく状況を提供していただいております。

そうした日々の点検部分の予防保全に努めていただいております、ありがたいことに御利用者からの苦情というのも非常に少ないと、指定管理者から伺っております。

議員おっしゃられますように、屋根の部分、壁の部分について大規模改修をしなければならない状況ということになると、施設を休館しなければならない状況がどうしても発生します。

大規模改修の場合ですと、令和8年度からの指定管理の公募をかける前段の時期に、1年間なのかは分かりませんがある程度休館をして、その間に施設を改修するということが発生すると思ひます。

そのようなことを考えたときに、まずは屋根の塗装ですとか、危険な状況だということになってからでは遅いので、本当に塗装しなければならないところなど、ある程度の点検を進めながら、必要なものについては修繕をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 本当に安全管理上、修繕が必要な箇所については、課長が答弁されたとおりに実施していただきたいと

思います。

屋根の部分についてもかなり塗装がひどい状態になっていますので、早急な対応が必要と思われま

す。次に、四つ目の指定管理料についてでありますけれども、協定書の中で災害、社会情勢の激変等やむを得ない事由が生じたときは、指定管理料を変更できるとされており、今後も状況に応じて対応してまいりたいということで、燃料費と電気料については、今定例会において指定管理料960万円の増額補正予算が提案されています。

このことについては理解はしますが、質問にも書きましたが、北海道の最低賃金が令和4年10月2日より31円アップされ、1時間920円となっており、従業員は20人以上もいます。そのような中で、指定管理者の負担は増加しています。

また、ウクライナの関係で物価も高騰しており、今年において指定管理料はかなりの負担増になっていると思います。

燃料費、それから電気料等は今回出ていますけれども、過去の経過をちょっと調べてみました。

平成30年度に指定管理料を950万円から1,300万円に見直す中では、最低賃金のアップ分も含まれていた経過であります。

今年度においても、私は指定管理料を増額すべきと考えますが、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 指定管理料について、今回受けていただくに当たっての算出資料が今ないので、細かいところまで踏み込むことができないかもしれませんが、今年というか、この何年かについて普通の状況と違うというのは、コロナ禍であったり、それから途中でロシアのウクライナ侵攻とかがあって変わってきている部分については、峠の湯だけではなくて、一般社会全体の動きの中で、そうしたことも含めた

バランスを見た中でどうするという判断をしていかなければならないのかなと思っております。

指定管理業者に甘えっ放しということではないのですけれども、その辺はしっかりと今までの算出、それから先ほど言われた最低賃金とかの取扱いも含めて、再度中身を見せていただいた中で、総合的にどうするという判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 分かりました。

今後の指定管理の考え方についてでありますけれども、まずは、指定管理者制度を導入した平成18年度から令和3年度までの16年間の収支赤字の累計が約1億6,686万2,000円、年間1,000万以上の赤字になっていると。

例えば、町で直接管理運営をしていたら、これ以上の赤字になっていたとは思いません。

この赤字累計の1億6,686万2,000円について、町長はどのように受け止め、考えられているのか。

まず、町長の考え方をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 累計でという収支であります。それで1億6,800万円という出し方なのですね。

赤字が全て町から支出されていて、トータルでこれだけかかり、これからも赤字がどんどん増えてこのようになっていくので、皆さんどうですかという問いかけはできるのかなと私は思います。

しかし、これはあくまでも直営の部分というよりも、指定管理業者にお願いしたときのそれぞれの会社の赤字分の累計であります。

ですから、中にはまだまだ赤字分が少ないところもありますし、逆に、今の会社においての経営方針としてちょっと踏み込め

ないところもあります。

このような言い方は変なのですけれども、例えば、町が直接管理するのであれば、差引き、収支の分では差が出ないように運営できるかもしれません。

しかし、会社の一つの考え方としては、例えば、雇用面で大変な状況でもしっかり雇用をしていきたいとか、それから今、食堂部門では大変な思いをしていますが、そこにかかる人件費について、普通であれば大変だからその方の雇用を外すということではあるのですが、そのようなこともしないでしっかりとよくなる、何とかこの赤字を埋めたいという努力を自分達もして、結果的にこれだけの金額が出る部分があったりしています。

なかなかそこまでは町として踏み込めない部分があるので、トータル的に1億6,000万円がどうだと言われても、累計でこのようになったことに対して、現実としては認めますけれども、町として毎年毎年の取扱いをきちんと受け止めた中でどうするという判断をすることが、一番正しい方法ではないかなと思っています。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私は、この1億6,600万円、業者は今回で3社目ですけれども、非常に重い判断をしています。

やはり、非常に厳しい状況の中で指定管理を請け負ってやられているなど、私は受け止めています。

今、町長から指定管理者の経営方針として町は踏み込めないという話もありましたけれども、これだけ指定管理者が負担していることについては、私は深く思い留めているところでもあります。

時間がありませんので次に移りますけれども、令和4年度からの指定管理料、年間1,300万円については、令和4年度当初予算における説明を聞いた中では、どうも過去の指定管理の積算と違って、レストラ

ン部分が指定管理料の算定に含まれていないように思われます。

指定管理料に含まれていないということであれば、入浴収入は飲食とセットの売上げが受注件数の半数以上を示しているのが実態であり、飲食部門と切り離すと必然的に入浴者数が減り、入浴収入もマイナスになると思います。

レストラン部分を含めて全体の中で経営収支がどのようになっているかということも、一つの判断材料になるかと私は思います。

前回、道央環境センターが管理運営していた平成30年度から令和3年度までの4年間の収支赤字は6,616万5,000円、これは最高の額だと思います。

私は1億6,000万円の話をしてしまいましたが、そのような赤字が続くと、安定的な施設運営ができないと思われます。

そのことについて、先ほど言った最低賃金についても含めて、今後、総合的に町長が検討されるということではありますけれども、あわせて、入浴のレストラン部分を含めた全体的なことを検討していただきたいと思いますが、町長の考え方をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 峠の湯をどのように管理運営するかということは、今まではどちらかというと直営というやり方をしてきた中で、民間の力を借りてということで指定管理制度を導入いたしました。

その中において、提案してこられる方がどのような考え方でそこをきちんと管理するかということに対して、町としては最低この部分だけはきちんと補填しますという話だと思うのですね。

ですから、提案された業者のスタイルに合わせて町は支出すべきという考え方を、私はそんなに持っていないのです。

今、指定管理をされている業者については本当に努力をされていて、いろいろなチ

チャレンジをしていただいていますし、施設の中身のことで関わって、こう操作、改修、改良すれば燃料費が下がるとかいろいろやられています。

そのことに対してはすごく評価していますし、すごく感謝をしていることはしているのですけれども、今の状況で赤字になっている部分を少しでも町が補填するという努力はしますが、赤字だからこれだけのものを全部出していくという考えは余り持っていない状況であります。

今、指定管理をする中で、温泉を維持するためにどのようにしたいかということに対してのフォローというか、例えば、食堂は一つの戦略として重要なポイントだよということで今の会社が押さえているのであれば、それに対する人をどう増やすとか、そのようなことに対してはどんどん町として、また、皆さんと協力して収入を上げさせる。

そのようなことに全力で取り組むべきであると思いますし、私もそうしたことには努力していきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 町長の御答弁の中で、赤字になるから負担してということをお前は言っているつもりはありません。

先ほど、基本的な指定管理料の積算の根拠がありましたが、入浴原価あるいは損益分岐点、最低賃金上昇分、燃料高騰分、それと全体的な損益分岐点あるいは入浴原価の中で、レストラン部分を入れて判断すべきという判断をしているところあります。

どうも令和4年度の1,300万円の算定に当たっては、入浴原価、損益分岐点、最低賃金の分については加味されていないと私は思っています。

算定に当たっての基本的な考え方については今までの経過がありますので、ぜひ今後も徹底していただきたいという思いで言

いましたが、再度、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、算出の考え方を説明いただきましたけれども、私としてはそれがそのとおりだということに疑念が残るところもあります。

ただ、繰り返しますけれども、今しっかり管理いただいていること、努力されていることに対しては敬意を表しておりますし、これからも可能な限り収益が上がるよう協力していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 指定管理料の基本的な考え方がありますので、損益分岐点、入浴原価に沿って、今後も適正な指定管理料の積算に対応していただきたいと思えます。

最後、五つ目になります。

町長は、指定期間満了後における管理運営については、現時点として現在の経済情勢の中、温泉事業者の開業が期待できないこと、また、多くの入浴者数を維持していることから、峠の湯びほろの運営を継続する必要があると認識しており、今後も町民の健康増進や地域間交流の拠点施設として考えているということでありました。

これから継続するという考え方の御答弁をいただきましたので、峠の湯の運営を継続する必要があると認識しているのであれば、先ほど私は言いましたけれども、大規模改修あるいはコンパクトな建て替えをする考えについて、早期に対応すべきかと考えますが、再度、町長の考え方をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 峠の湯を維持するというよりも、今の温泉施設を町民が望んでいるということで、それは何とか確保しなければいけないということがベースであります。

現実としては今、峠の湯がありまして、それをどうするかという話だと思うのですね。

ですから、皆さんがこれを末永く希望するとなったときに、多額な投資をすることを企画すると、先ほど御提案のあった新たにつくり直すということも考えていく必要が出てくるかなと思っております。

現時点で、使えるのであれば今の施設をできるだけ長く使うことを前提に、空きスペースとか、使っていない施設をどう使っていけるかとか、いろいろなことを担当と協議しております。

そうした利用があれば当然、収入も増えますし、今、委託されているところの役割が幅広くなったことによって、経営もよくなるということを主眼に、きちんとやる必要があるのかなと思っています。

ですから、最後に書きましたけれど、今の温泉は町民の健康増進だけではなくて、例えば、地域の観光とかという切り口の中での拠点にするとか、いろいろな考え方を担当と協議しております。

そうしたことを実施することによって、峠の湯というものが皆さんに愛されてその価値が出てきますし、逆に今、委託を受けている業者にとっては、収入がどんどん増える可能性があると思っています状況であります。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 繰り返しになりますが、本当に継続すると、拠点施設として活用するというのであれば、建物等もかなり傷んできていますので、大規模改修あるいは根本的な建て替えについては、早急に検討していただきたいと思っております。

次に、ちょっと時間がないので、2点目のうち一つだけ伺います。

森林環境譲与税の用途については分かりました。その中で、今年度から新たに取り

組んでいる森林の担い手育成支援事業についても、まさしくそのとおりでと思います。

私も森林組合を訪問して一番の課題は何かと伺いますと、就業者の高齢化が進む中、新規就業者の確保や林業従事者の安定の確保、こうした施策は喫緊の課題であり、これについては、町として支援・対策をしていただきたいということでもあります。

そこで、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の補助を町でしていますけれども、例えば、森林の担い手就業支援で、チェーンソー、刈払機、それから重機などの建設機械、車両系の伐出機械、玉掛けとか、そうした資格取得に対する補助を行えば、雇用の安定あるいは新規就業者の確保につながると思いますけれども、このことについての町長の考え方を伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、御質問がありました林業に関わる担い手の確保が一番大切なことだと、私どもも思っています。

今回の事業を進めている中にあるのは、事業の定期的な安定性とかを考えるとこうした事業をやっていこうと。

繰り返しますけれども、その根底は担い手対策ということで、いろいろな方策、提案いただいたことも含めて今やっているものもありますし、検討しているものありますので、進めていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、13番馬場博美さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時15分といたします。

午前11時 2分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私  
は、大きく3点について質問させていただきます。

まず最初に、オンライン授業の取組についてということですが、北海道における新型コロナウイルス感染者数は、東京都に次いで過去最多となっており、増加傾向が続いています。

本町においても子供たちの感染が急増し、小中学校で学級・学校閉鎖の措置がとられています。

そのような中で、児童・生徒に1台ずつタブレット端末が整備されていますが、オンライン授業の取組状況と今後の課題についてお伺いいたします。

2点目です。

美幌町障がい者活躍推進計画について。

全ての国の機関及び地方公共団体の機関は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき「障害者活躍推進計画」を作成し、公表するとともに、勤務する職員の一定割合以上の対象障がい者を任用することが義務づけられています。

民間企業の法定雇用率は2.3%ですが、国や地方公共団体は2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%と定められています。

美幌町における雇用率は、令和元年6月1日現在で、町長部局が2.55%、教育委員会が1.20%となっておりましたが、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

3点目は、町長の政治姿勢について。

まず一つ目は、低年齢児保育についてです。

町長の公約に「安心して子育てできる支援の強化」「ゼロ歳児保育の充実（時間外・定数増）」が掲げられています。

ゼロ歳児保育については、2か所の認定こども園により定数増となりました。

生まれてくる子供の数は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加に伴い子育てを

サポートする体制の拡充が必要と考えます。

現在、待機児童はいないと言われていますが、低年齢児保育の受入れについての考え方を伺います。

二つ目は、自治会活動支援について。

少子高齢化の急速な進行を背景として地域の課題が複雑・多様化する中、自治会の重要性はますます高まっています。

その一方で、自治会の加入率は低下傾向にあり、役員の高齢化・担い手不足が多額の自治会の課題となっています。

町長の公約に「地域のつながり、活力と絆のある自治会づくりの支援」が掲げられています。

高齢者や子供の見守り、地域の環境維持や防犯・防災など様々な活動を担っている自治会に対し、どのように関わってこられたのか、また、今後の支援策について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁いたします。

なお、教育行政につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

まず、福祉行政についてですが、本町における障がい者雇用につきましては、令和2年3月に策定しました「美幌町障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある職員を含む全ての職員が、働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいるところであり、併せて令和6年6月1日までに、障がい者の雇用率を目標の2.6%に達するため、雇用の促進に努めております。

令和4年6月1日現在の障がい者の雇用人数につきましては、町長部局が5名、教育委員会が1名の計6名の雇用となっておりますが、本町の場合、雇用率の算定に当たっては、町長部局と教育委員会部局を合算した特例認定を適用できることから、目標値2.6%を達成するためには、2名の雇



用が必要な状況であります。

雇用の実現を図るためには、応募に向け「勤務したい」と思える環境整備が重要であることから、障がい者が持つ障がい特性や能力、希望等を把握するとともに、それぞれの特性に合わせた業務内容や勤務時間（パート勤務やフレックス勤務）など、多様な雇用形態による勤務についても現在検討している状況であります。

雇用率の達成はもとより、障がいのある方を含め全ての職員が働きやすい環境づくりに努めるとともに、障がい者それぞれの特性を生かされ、活躍できる職場づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、町長の政治姿勢について。

1点目の低年齢児保育についてであります。現在、本町においてゼロ歳児保育を実施している施設は、私立認定こども園の2施設、認可外保育園の合計3施設で実施しており、11月1日現在の状況では、21名の園児が在籍しております。

現在、町内においては、ゼロ歳児保育の待機児童はいない状況ではありますが、保育所等を利用していない未就園児（非在籍園児）の家庭及び児童を対象として、通院や出産などの緊急時や就労または育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、満6か月児からの低年齢児の一時預かり事業を子育て支援センターにおいて実施しており、子育てのサポートを行っております。

今後、共働き家庭など、働きながら子育てをしたいという家庭や子育てに関する相談、アドバイス等のニーズが高まることから、低年齢児保育の在り方について、民間の施設とも協議しながら、引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目の自治会活動支援についてであり

ますが、自治会は、様々な地域課題に対し、地域や人との絆、つながりによって助け合い、住民の相互協力によって、主体的かつ自主的に解決を図ることを目的に活動されています。

このような自治会の活動目的は、地域コミュニティの形成に重要な役割を担っているものと認識しております。

これまで、自治会活動に携わる、より多くの皆様と積極的に意見交換を行うため、各自治会との懇談会を地区ごとに開催させていただき、それぞれの地域において直面する課題などの共有を図ってきたところであります。

そして、それぞれの地域で行われている主体的かつ自主的な活動について、十分認識することに努め、それらの活動をしっかりと尊重することで、行政だけでなく、むしろ住民自身が地域社会を担い、行政と住民が互いに対等なパートナーとして共に協力する官民協働の地域づくりが重要であると、改めて認識したところであります。

とりわけ、社会が様々な変容に迫られている中、自治会加入率の低下や担い手不足などが、各地域における共通の直面する課題です。

今後におきましても、自治会に対する理解や関心を深めるための広報・啓発活動に関する施策など、加入促進支援につながる施策をさらに積極的に実施し、引き続き自治会連合会などとも意見交換を行い、自主的活動の側面的な支援をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくようお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 坂田議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、全国的に増加して第8波とも言われており、美幌町の学校現場においても例外ではなく、人数

は低下傾向にありますが、連日のように児童生徒・教職員が感染している状況が続いております。

夏季休業が明けてから学級閉鎖・学校閉鎖が相次いでおりますが、学校では学びの保障のため、その都度タブレット端末を持ち帰らせて家庭での学習の取組を実行しております。

具体的には、eライブラリによる学習やグーグルクラスルームでの課題提示、グーグルミートによるオンライン授業を実施しております。

また、家族の感染により児童生徒が登校できない場合には、児童生徒と教室をオンラインでつないで授業に参加するといった対応も行っているところであります。

課題としましては、いかに児童生徒の集中力を継続させていくかや、教員が児童生徒の理解した様子を把握していくかなどが挙げられます。

これらの課題はあるものの、学習におけるタブレット端末の活用は、家庭での学習に限らず様々な形での可能性を有しており、引き続き各学校においてタブレット端末を活用した学びを止めない取組を着実に実行してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えいたしました。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） まず最初に、オンライン授業の取組についてから、再度質問をさせていただきます。

新型コロナは収まるどころか、拡大している状況にあることは十分承知していると思います。

最近では、子供への感染が急速に広がっています。幼稚園、保育園を含めて、小中学校では学級閉鎖が繰り返されている状況にあると言われておりますが、そのことについても十分御承知のことと思います。

各学校では、学びの保障のためにオンライン授業を実施していることも理解しているところでございますが、小中学生が全て取り組まれているのかどうか、まずはその点についてお伺いします。

また、オンライン授業に参加できない児童生徒に対しては、どのような対応の仕方をなされているのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

現在、1人1台端末ということで、GIGAスクール構想に取り組んでいるところでございまして、いろいろ課題はありますが、先生方もそれぞれ情報共有しながら、子供たちの学びの保障を止めないという形で取り組んでおります。

オンライン授業につきましても、全員が取り組んでいるということで、私どもは認識しているところであります。

取り組めない子の関係で具体的にということですが、恐らく取り組めていない子は少ないと私どもは認識しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 取り組めていない子供は少ないということなのですが、コロナ感染で休校になって、クラス全体なのか、個人なのか、はっきりした状況というのは分からないのですけれど、受けられなかったという話も聞いております。

そうしたところの取組状況の確認というのは、教育委員会としてはどのような形で確認されているのか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

陽性者、もしくは家族が感染して濃厚接触者として子供たちが学校に来られない場合ですけれども、基本的に学級閉鎖となる

場合は学校から連絡がありまして、道教委に報告することになっており、実際にオンライン授業、タブレットを持たせていますかという確認が道教委からあります。

当然、私どもはタブレットを持たせて、例えば、クラウドを使った学習環境とか、そのようなものもさせております。できなかったというのは、例えば、ネットワーク上のことなのかもしれませんし、どのような状況かはちょっと把握できておりませんが、基本的には御家庭にネットワーク環境がない場合は、ポケットWi-Fiとかも貸出しておりまして、オンライン授業ができるような環境ではあるということとは間違いのないので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） このオンライン授業は、家庭に持ち帰らせて、そして、家庭でやることにはなっているのだろうと思うのですが、親の理解がなければ、なかなか子供自体が取り組めない状況もあるのだと思います。

それと、例えば、パソコンだとか、タブレットを使うことに詳しい親たちもいると思うのですが、そこの家庭において利用できなかったという話も現実には聞いていますので、そうしたところの確認というのは、絶対に必要なのではないかと思います。

今、コロナと言われておりますけれど、インフルエンザも一緒に、また、この休み前、それから休み明けに学校や学級が閉鎖されたりする可能性も出てくると考えられます。

そのためにも今からきちんと対応できないと、大変なことになるのではないかなと思っております。

親たちからそのような話が出るということは、確認されていないのかなという認識でいるのですが、その点についてお答えで

きるものがあれば、答えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、コロナだとかそうした学級閉鎖等によって、学校で授業を受けられないということの補完をICT機器、タブレットを持ち帰って、自宅でのオンライン授業をやっているところでございます。

また、これにつきましては、学習内容の定着といったこともございまして、実施した結果、これについては学校でも確認していると思えます。

その辺が実際どうだったのかについて、教育委員会としてもしっかり検証してまいりたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 一番大事なところではないかなと思えます。

答弁の中にありましたように、例えば、eライブラリとか、グーグルミートとかというところであれば、子供たちは操作ができることによって楽しい授業が受けられるというのと、先ほど言われたように、例えば、感染者の自宅療養で子供がお休みしていたり、親が濃厚接触者であったりということで、今の感染者の自宅療養の期間だとか、それから濃厚接触者の自宅待機日数がすごく短くなってきているから、その意味では安心できる場所もあります。

ただ、やはり家庭環境によって、そうしたオンライン授業に参加できないということがこれから起きると困るという思いがあったので、今回、質問させていただきました。

学級内できちんと対応できているかというところの一番大事な確認作業というのを徹底していただけるように、学校側に連絡すべきことではないかなと思えますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今回、このタブレットを持ち帰るに当たって、各家庭でのネット環境、接続環境というのを調査したという経過がございます。

その中で、全くネット環境がないという家庭は皆無に近かったと認識しております。

しかしながら、議員おっしゃるように、実際に持ち帰ってどのように使ったらいいのか分からない方もいるのではないかと思いますので、そこはしっかり確認してまいりたいと思っております。

また、オンライン学習の内容でありますけれども、まずは、休みの間も生活習慣がしっかり保たれるようにということで、朝の会をやるような形になっております。

その中で例えば、毎朝何時にタブレットを立ち上げて接続してくださいということもしていますので、もし万が一、その中でつながらない家庭がありましたら、学校としても各家庭には呼びかけていくのかなと思っております。

今回、議員おっしゃるように、夏休み明けから類似的に学級閉鎖が続いております。

そのような中で、各学校も学級閉鎖の回数を重ねるごとに、欠席者に対してオンライン学習をやっていますけれども、当初、組織的になかなかスムーズにいかなかったというのは事実であります。

それも回数を重ねることによって、混乱なく活用できるようになっているという状況でございます。

また、このことによって、保護者の方からは、オンラインでつながりを持つことで、学校に行けない間でも非常に精神的にも助けられたとか、迅速な対応に感謝しているというありがたいお言葉もいただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さ

ん。

○7番（坂田美栄子君） やはり、子供たちが安心してオンライン授業に参加できるということが、一番大事なことだと思います。

それで、今後、学校の授業展開の中でタブレット端末のウエートが大きくなっていくのかなと思います。

例えば、ICT活用だけが目的ではなくて、育てるべき資質ですとか能力は、忘れてはならない課題の一つではないかなと思いますので、その点についても今後しっかり検討していただいて、子供たちにオンライン授業ができるように取り組んでいただきたいと思えます。

二つ目ですが、障がい者活躍推進計画についてです。

令和元年に障害者雇用促進法が改正されて、地方公共団体による障害者活躍推進計画の策定が義務づけられました。

そのことにより、美幌町においても令和2年に計画を策定されたのかなと感じているところであります。

現在の美幌町の雇用状況については、平成23年度に2名、平成30年度に1名と、その後、現在まで雇用状況は全くありません。

障がい者が持つ障がいの特性や能力、希望と多様な雇用形態の勤務について検討しているということですが、どこまで検討が進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまお尋ねの件であります。

障がい者雇用は1回目の答弁のとおり、現在、法定雇用率2.6%を達成できていない状況でございます。

現在、計画に沿って検討を進めている中の状況ですけれども、令和6年6月、2年後にあと2名を採用しなくては、雇用率を上回ることができないという状況になってございます。

このため、現時点ではまず、障がいを持たれた方が働く上でどのような業務を担当できるのかという整理をしております。

誤解を恐れず言えば、雇用率を達成しようと思えば、採用することで達成はできるのですけれども、その採用をした中で、御本人が過度なストレスを抱えることなく働ける環境をしっかりと用意しなくてはならないと思います。

また、周囲の職員の理解も必要ですし、何よりも行政サービスの低下があってはいけないと考えてございますので、そうした中でどのような業務をお任せするのがいいのかということは今考えておりますけれども、例えば、今後デジタル化が進んでまいりますので、役場の業務の中でパソコンのデータ入力あるいは集計作業を行う業務を洗い出しまして、それをまとめてお願いする。

あるいは、ふるさと納税での事務処理がかなり大きなウエートを占めてきておりますので、そうした業務に携わっていただく、そのような環境を整えてお願いできる業務を選定した中で職員を採用すると、そのようなことも今検討しているところであります。

また、具体的な採用に当たっては、過去にも高等養護学校を訪問して、実際に働いていただける生徒さんはいらっしゃるのかどうかと伺ったこともありますので、こうした作業もこれから取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 今、具体的な内容をお聞きいたしました。

私もこの障がい者活躍推進計画を見させていただきましたが、アンケート調査の結果、それと、今後の取組内容とかいろいろ出てはいますけれども、これが計画されたというだけでは何もならないかなと、やはり実行していくためにはどうするのかとい

うことが、一番大きな課題かなと思っています。

例えば、推進体制の整備の中で当然、職場環境は改善されていくのですけれども、多目的トイレですとか、それからスロープ、エレベーター、休息室、そうしたものを本当はこの新しい庁舎を建てるときに配慮した中できちんと整備すべきことだったのではないかなと、改めて感じさせられました。

これから雇用するとなると、こうしたところの施設整備というのもこれから準備をしていかなければいけない段階ではないかなと思いますが、どこの時点で判断されて整備されていくのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） ただいまの御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、これまで旧施設では、障がい者の方を雇用する上ではハード面とソフト面で二つ障害がありまして、特に、スロープ、エレベーター等の課題がございました。

これから障がい者の雇用に当たっては、本町もそうですが、今までは身体障がい者ということで捉えていました。平成30年度からは、精神障がい者も含めて、知的障がい者も雇用しなければならないと。

これから雇用していく上で障がい者の特性に合わせたという答弁をさせていただいておりますが、状況を踏まえて、身体障がい者の方でしたらそうしたフォローもしていかなければいけませんけれども、現時点でその障がい者の方はどのような障がい特性を持っているか分かりませんので、その時点で把握して必要な整備をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

平成30年度が最後になりますが、実はこのときも町民会館の建設に合わせて、庁舎は旧庁舎でしたが、新庁舎ということで

採用した経過がございます。

そのときにトイレの問題ですとか、バリアフリーの問題とか、解決できるであろうということで、平成30年4月から採用させていただいております。

そうした障がい者の特性に合わせて、今後も対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 障がい者の特性ということで、いろいろな働きかけはこれからののだろうと思っております。

希望する人たちの特性によってまた違ってくるとは思いますが、どのような形で希望されるか、ちょっと私たちも分かりませんけれども、その希望する人たちを募るために、職場内、人間関係も含めて本当に優しい環境づくりができるか、どのようなことが大事になってくるかということなのだろうと思っております。

どちらかというとなら障がいを持たれた人たちというのは、自分を追い込んでしまうとか、人に害を与えるわけではなくて、普通に会話していてもそれが自分のところに向けられて、批判されているような形で受け止められるというものがあるので、そこら辺は非常に微妙なところだと思っております。

職員のモラルの啓発だとか、そうしたところが重点になってくるのかなとは思っておりますので、そこら辺のことも含めた上で、対策をとっていただきたいと思います。

先ほどの総務部長からの答弁では、令和6年6月までに2.6%達成したいということですが、現在は2.1%ですよね。

令和6年までに2.6%を達成する可能性というのは、十分あるのでしょうか。

その点についてお聞かせいただけることがあれば、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今、坂田議員から御質問いただいた点は、非常に重たい課題だと思います。

障がいを持たれた方と職場で、周りも含めて一つの仕事、業務をこなしていくというのは、やはり一人一人がしっかりと向き合って、お互いに寄り添う環境を整えていく必要があると思っております。

当然、障がいに対する理解が不足していれば、非常に好ましくない環境にもなり得ますので、例えば、職員の研修を開いて、障がいを持たれた方とともに働く環境をしっかりと整えていくということも必要だろうと思っております。

また、例えば、障がいを持たれた方が町外から美幌に採用になるということになれば、職場の環境は大切ですがけれども、それ以上に生活環境、新しい町にいられて生活をすることということで、いろいろな不安もあるかと思っております。

そうしたところもしっかりケアができる職場でなければよくないと思っておりますので、そこも含めてしっかりこれから準備をしていきたいと思っております。

最後に、お尋ねの2.6%を達成できる可能性というのは、当然、100%を目指して取り組んでいくということになります。

この雇用率については、ペナルティーはないと聞いているのですけれども、ただ、町としては、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めているわけですから、役場だからこそしっかりと、職場として当然に達成できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 目標達成のために頑張っていただきたいと思います。

ただ、令和3年3月1日に法定雇用率が0.1%、また上げられているという情報があります。美幌町にとってこの0.1%はもっと重たい数字になるのかなと思うので

すが、このことについて具体的な取組、これからどのようにされていくのかということについてもお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（齊藤浩司君） ただいまの御質問ですが、令和3年に2.5%から2.6%に上げられまして、情報によりますと、今後またさらに3%等に上げていくという厚生労働省の考えもお伺いしております。

これは、民間の事業所に推進している中で、地方公共団体としても障がい者をきちんと採用しなさいということだと理解しております。

具体的な現在の取組の状況ですが、この推進計画にありますように、先ほど部長からも説明しました各職場と障がい者をつなぐ生活相談員、推進員をきちんと要請して、その中でマッチングしていくということで、今年取組でございますが、養護学校2校の担当教諭とも協議させていただいております。

コロナが明けたら、インターンシップとか、職場訪問をして、町の紹介をさせていただきたいということでお話をさせていただいております。

また、今年、私が障がい者の生活相談員という厚生労働省の認定を受けてまいりまして、職場の中で雇用を生み出すのと、障がい者とのマッチングを今後進めて、令和6年を待たずに2名になるようしっかり進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 取組内容についてはしっかり受け止めました。

美幌町役場の中でそうした人たちが一緒に働けるということは、まちづくりについてもいろいろなどころでの評価というものもいただけるし、美幌に行けばそうした人たちが安心して働けるという環境づくりの一

因ともなりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、ゼロ歳児保育について、お伺いいたします。

ゼロ歳児保育については、現在、待機児童は全くいない状況ではありますが、低年齢児の民間での受入れというのは定められておりますので、現在の美幌町での出生数は年々減少傾向にあると言いながらも、他町から比べるとまだまだ期待が持てる要素が残っているのかなと思っています。

現在では、物価高騰によって共働きをしたいという家庭が増えてきているのも、状況として伺っています。

安心して子供を預けて共働きができる保育施設の充実が必要であります。民間施設との協議という答弁ではありますけれども、先ほども言いましたように、民間でのゼロ歳児保育の定数は定められております。

保育希望者が増えてきた場合、町として受け入れる体制、環境の整備が必要だと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、共働き家庭は年々増加している現状でございます。

その中で、子育てをする上で負担の分担についてうまくできていないということが、最も問題視されている部分として指摘されているものもでございます。

妊娠・出産に関しましては、どうしても女性の方への負担が大きくなってまいりまして、さらに家事や子育ての負担につきましても女性サイドに偏ってしまうという傾向がございます。

そのような環境の中で、子供の体調などで予定どおりに動けないですとか、自分の時間がとれない、また、育児の悩み相談ができないといった様々な問題も生じている

現実もでございます。

そのような中で、町といたしましては、1回目に答弁させていただきましてとおり、子育て支援センターにおいて一時預かりということで、お子様をお預かりする制度をとってございます。

また、そのほかに子育て世代包括支援センター「はぐのんの」で、妊娠期から子育て期の総合相談ですとか、関係機関への調整等々について、包括的に子育てサポートを実践しているところでございます。

今後につきましては、未満児の受入れについて何名ということにはちょっと明言できないのですけれども、既存施設の効率的・効果的な活用ですとか、民間施設とも緊密な連携をとりながら、早急に子育てサポートのさらなる充実を図っていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） ゼロ歳児の出産する予想計画というのにも必要になってくるのだらうと思います。

低年齢児の保育をするに当たって、町としてどのようにしていくかということが一番先に求められることだと思うのですけれど、これからその計画を立てていくこと。

もう一つは、今、答弁にありましたけれど、低年齢児を持つ家庭が安心して生活できる環境というのは、保育疲れをサポートできる体制の充実なのです。

例えば、通院や出産など緊急の一時預かりというのは当然のことなのですけれど、近所に子育て世帯がいませんし、ちょっとした手助け、それから相談することがなかなかできない、そうしたことで子育て疲れによる子育て鬱というのが増えてきている状況にあります。

また、これはまれですが、鬱がひどくなって自殺に追い込まれるということも例としてはあります。

そのようなことを考えると、しっかり子育てサポートというのが十分に行われないと、安心して生活できないというのも一つの要因かなと思います。

今の子育てサポート、一時預かりの環境では、まだ不十分ではないかなと思うのですけれど、今後、そうしたサポート体制というのを拡大していけるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議員おっしゃるとおり、子育て期、いろいろな問題が生じてきます。

そのような中で、精神的に参ったりという保護者の方も多々おられると伺っております。

その中で、まさに「はぐのんの」につきましては、そうした子育て期に関するの悩み相談をメインにした事業でございます。

当然、子供の健康とか、子育ての手法についての悩みですとか、そうしたことを一つの機関で解決できるものではありませんので「はぐのんの」を一つの窓口として、組織横断的に子育てのサポートをしていくという意味合いのものでございます。

このさらなる充実や町民の皆様にPRしながら、そうした悩み相談という部分については、解決していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 子育てについては、事件としては違いますけれど、今いろいろなテレビのニュースでも子供の存在が忘れられているということが大きな問題かなと思いますので、その点についても、しっかり子育てできる環境が大事なかなと思います。

別な話になりますけれど、もう数年前になりますが、道職員が北見市に転勤したいという話がありました。

そのときに、美幌で子供を預かってくれ



るのなら美幌に住みたいということで、親子4人で転勤して、美幌に住んでいただきました。

そして、美幌に住んで3人目を出産されて、現在も多分、美幌に住まわれていると思うのですけれど、そのような事例もありまして、若い世代にとっては、子育てしやすい環境、それから美幌のように自然に恵まれた環境で生活する人たちを受入れていく体制というのも大事な事かなと思います。

町の活性化にもつながりますし、今、そのようなことが話題になると、美幌に来て住んでもらえるという人たちも増えてくるのかなという思いもありますので、この子育ての問題については、環境整備として先進地の事例を見ながら、美幌ならではの取組というのを展開していく必要があると思います。

特に、低年齢児保育を計画策定の中にしっかりと盛り込んでいくということが、大事だと思います。

時期を逃してしまえば、どんどん増えていく要素というのはなくなってきますので、早い段階でそのようなものをきちんと示していく必要があるのかなと思います。

これは、町長の政治姿勢の大きな柱の一つでもありますので、今後ともしっかりと取組をしていっていただきたいという思いがあって、今回質問させていただきました。

最後に、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 子育て支援については、私が町長に就任させていただいた中においては、一つの重要な事項として取り組んできたつもりであります。

そうした中で、美幌で子育てができるような特徴が出ていない部分、まだまだ不備な部分があるかもしれませんが、今まで皆さんから御意見をいただいたもの

については、しっかりさせていただいていると思っております。

当然、不十分だという部分については、今後においても子育てをする本人も含めて、そこに関わる皆さんの意見をしっかり聞いた中で、施策反映をしていきたいと思っております。

私がいろいろとお約束できるのは、私の任期中でございますので、残りの任期においても子育てをする方々にとって満足できる、それから将来に向けてそのようなものを計画しなければいけないことについては、しっかり整理をしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 最後に、自治会活動の支援について、再度質問させていただきます。

自治会活動の目的につきましては、答弁いただいたとおりです。

人口が2万人以上のときの自治会活動は、自治会独自で様々なイベントや活発な活動も保障されてきましたが、近年は自治会全体が高齢化し、行政と住民が互いに対等なパートナーとしての地域づくりが、年々弱体化をしてきています。

自治会加入率も低下し、担い手不足が課題になっているのも十分御承知のことと思います。

地域懇談会の中でも自治会の在り方についてを話題として、大きく取上げられていることも十分理解されていることと思います。

自治会に対する理解や関心を深めるための広報・啓発活動に関する施策や加入促進支援につながる施策とのことでありますが、これではなかなか具体的な内容が分かりづらいなと思いますので、できればもっと分かりやすい内容、取組の考え方がありましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 自治会活動については、御答弁でも書かせていただきましたし、問題については坂田議員がおっしゃるとおりだと思います。

自治会の方々とお話する中で、自治会活動としてこれからどこまでやるのか、できるのかということをしっかり見極める時期に来ているよということをお話しています。

例えば、人口も多くて、関わる人が多いときにイベントができていて、それからこうしたこともできているということではなかなか難しいのかなと思っているのです。

また、今回、自治会で話すときに、成り手というよりも自治会の加入率、会費の話も含めて、例えば、その自治会の会費がどう使われているとか、どちらかというに関心の薄い方にどうアピールしていくかということを示す必要があるのかなと思っております。

内閣府で社会意識に関する世論調査というのを毎年やっています。令和2年度はコロナでやっていないのですが、今までの傾向を見ると、現在の地域での付き合いの程度というのは半分ぐらいなのです。

ただ、望ましい地域の付き合いの程度というのは、毎回9割を超えているのです。ということは、根本的に皆さんは、地域と何らかに関わるということをおっしゃっていることだと、私は理解しています。

それが、前段言った従来型のお付き合いなのか、ちょっと違うお付き合いなのかというか。

さきほど言ったのは98%ぐらいいくのですけれど、例えば、中には挨拶をする程度のお付き合いという方も入れてという意味ですから、その関わり方の程度というのは、これからの自治会活動の中で見極めた中でつながりをしっかりしていかなければいけないのかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さ

ん。

○7番（坂田美栄子君） その自治会の関わり方の認識なのですね。

私たちは挨拶だけでなく、お互いに協力できるところは協力しながら自治会活動をやっていくという意識を持って、今までは関わってきていました。しかし、自治会には入りたくないという人の話を聞いてみますと、どちらかといえば、自治会に入っても何のメリットもない、それからいろいろな仕事をお願いされるだけであれば、別に自治会に入っていなくても何の影響もないという意識の持ち方が、最近はお出ている状況にあります。

例えば、今度、民生委員になってもらえませんかという話をしたときに、いやそのような面倒くさいことをやるのであれば、自治会から退会してもいいよという話まで出てきているのが現実としてあるのです。

そのようなことのないように、皆さんで協力しながらやりたいとは思っているのですけれど、今はコロナもありますので、なかなか総会もできない、役員会も開けないというところで、お互いのコミュニケーションというのがとれないのも、現実としてあるということをお話していただきたいなと思っております。

私たちができる範囲というのはなかなか決められていて、これ以上できないというのがあるので、町としてどこまで支援するために手を貸していただけるか、手を差し伸べてもらえるのかというところが、私たちとしたらポイントなのかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 答弁書にも書いてあるとおり、自治会活動自体が自主的なときに、町がどこまでというよりも、逆に、地域の人たちがどこまで望むかということのすり合わせだと思うのですね。

どこまで望むかというときに、現状としてこうだという部分の話はしてあげられる

のかなと思っております。

私は、いろいろ関わり方がありますよと言ってはいますが、基本的に地域コミュニティの役割は重要だということであって、その絆をしっかり強めるまちづくりをしたいというのは変わっていません。これからも多分変わらないと思います。

ただ、その地域コミュニティの関わり方をどうしていくかと、それが従来型のやり方では駄目ですよねということをお伝えいただけなのです。

今の若い人たちも、コロナ禍で自宅に籠もることによって、非常に地域に対して興味を持っています。

ですから、そのような人たちに対する発信など、従来の回覧版がいいのか、それからSNSや何かでグループをつくってそうしたことをやったらいいのかだとか、そのようなやり方もあります。

あと、その関わり方も、どちらかというところ1回出てきてくれたからこの人は手伝ってくれるという決め方ではなくて、緩やかなという言葉がいいかどうか分かりませんが、非常に言っているのは、緩やかなつながりをどうつくっていくかというのは大事だと思うのですね。

時間の関係で、余り具体的に深く言いませんけれども、それをしっかり地域でつくるのが大事であって、いろいろな手法が考えられます。

そのためには、今までやってきたことを1回ちょっと置いておいて、新たな人たちと何かということをおみんなで考えることに対して知恵は幾らでも貸しますし、それに合わせて、皆さんがこのような支援をしてほしいということであれば、財政的な支援も含めて、私はやる考えではあります。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 町長の言われることはよく分かります。

だけど、今、自治会の中でそのようにし

て皆さんで考えて行動するということが、非常に難しいのも現実の話として理解していただきたいなと思います。

たまたま新聞記事に載っていましたが、大きな町、それから市で町内会の条例をつくったりしているところもあります。

条例が先行するわけではないですけど、地域のコミュニティとして何ができるかというところが問題なので、それに合わせてどうしていくかというのをある程度知恵を出していただく、活動の基本になるようなところをアドバイスしてもらえたら、自治会の人たちは活動できる要素があるのではないかなと思いますので、その点についてはいかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、議員おっしゃったとおり、知恵として行政がいろいろなことを皆様方にお伝えすることは可能だと思います。

今、札幌市なども条例をつくったのですが、都会であれば事業者が新たな一つのコミュニティのメンバーとして、いろいろそのような形で変わってきています。

ですから、これからは私が考えているようなことも含めた、スタッフが考えているようなことをしっかりと地域の方々に伝えた中で、地域の中でこのような形にしていくことがいいと判断したことに対して、しっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、7番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時30分といたします。

午後0時15分 休憩

---

午後1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君）〔登壇〕 それでは、通告させていただきました質問事項2点につきまして、質問をさせていただきます。

1、農業振興について。

美幌町の基幹産業は農業であり、その中でも小麦、てん菜、バレイショの畑作3品と野菜ではタマネギ、ニンジンがその多くを占め、特産品としてアスパラの生産が増加するなど、地域の特色を生かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料を供給しております。

また、美しい農村景観を形成するなどの多面的な機能の発揮を通じて、災害から地域を守り、国土を保全し、私たちの生活に潤いと豊かさをもたらしております。

さらに、食品加工、生産資材、農業機械及び観光など他産業とも深く結びつき、地域の経済を支える重要な役割を担っております。

しかし、TPP、日欧EPA、日米貿易協定、日英EPAが発効され、国外からの農畜産物の輸入量が増加し、日本の農業が根幹から危ぶまれる状況となってきており、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大などの様々な変化に直面しております。

このような状況の中、本町の農業が未来に向かって発展していくためには、様々な課題に対応していくことが求められております。

また、本町の農業は、経営規模の拡大や生産性の向上が進められる一方で、農業従事者の高齢化、後継者不足、特に、農家戸数は平成7年に655戸であったのが、令和2年には362戸と約半数になるなど、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このため、農業の役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるような美幌町の農業振興対策について、町長の考えをお

聞かせください。

2、福祉行政について。

障がい者（児）の対応について。

令和3年3月策定の令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期美幌町障がい福祉計画及び第2期美幌町障がい児福祉計画の基本方針において「障害者総合支援法の理念であるすべての障がい者

（児）等が、可能な限り身近な場所において、必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会生活参加の機会が確保されること」となっております。

令和4年4月現在の美幌町の福祉データによりますと、身体障害者手帳交付数959人、療育手帳交付数252人、精神保健福祉手帳交付数134人となっております。

この中には、福祉サービスの提供を受けている方もいると思いますが、自宅にいて全く支援を受けていない方もおられると思います。

これらの問題に対応するため、障がい者（児）全員に対しニーズ調査をすべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

また、現在町内において、北海道療育園、マイスペースびほろ、美幌えくぼ福祉会などで福祉サービスを提供されておりますが、町内の施設等では一部のサービスが利用できず、町外施設で福祉サービスを受けている現状にあると思われま

す。その対応として、新たに障がい者福祉施設や生活支援事業所等の設置が必要と思われま

すが、町長のお考えをお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 伊藤議員の御質問に答弁いたします。

農業振興について。

農業振興対策についてですが、本町の農

業はてん菜、小麦、バレイショ、タマネギなどを生産する大規模畑作経営を中心に行われ、安心安全な農産物の生産・供給を通じて、私たちに欠かせない食を支える大切な役割を担っており、農地を維持することで、災害の防止や環境の循環を守ることもつながっております。

農業経営の大規模化や生産者の減少・高齢化の中、将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するためには、大型機械の導入や作業の効率化・省力化、担い手の確保・育成、肥料などの農業生産資材の価格高騰への対応など、総合的な取組が必要であると認識しております。

大型機械の導入や作業の効率化・省力化については、これまで同様、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金などの国の補助事業の活用を図ってまいります。

担い手の確保・育成については、農家子弟による新規農業従事者はもとより、経営継承方式による新規就農者などの担い手確保対策を関係機関と調整しながら、引き続き実施してまいります。

また、農業経営を圧迫している肥料などの農業生産資材の価格高騰への対応については、適正施肥や肥料低減の技術や知識の指導を行う農業改良普及センター等、関係団体の側面支援を行う一方、世界情勢の影響を大きく受けていることから、オホーツク地域の自治体や農業団体等と連携し、引き続き国や道に対して財政的な支援などを要望してまいります。

さらに、経営の規模拡大については、生産者の減少・高齢化により限界があると危惧されることから、引き続き農業に関わる全ての方々と英知を出し合い、美幌の農業が持続的に発展していけるよう対策を講じてまいります。

次に、福祉行政について。

障がい者（児）の対応についてですが、身体、知的、精神障がいの種別にかかわら

ず、障がい者の方は年齢や障がいの程度、生活状況が様々でありますが、住み慣れた地域で安心して、生き生きと自立した生活が送れるよう、地域社会全体で障がい者を理解し、支え合うことが大切と考えております。

本町では「第6期美幌町障がい者福祉計画及び第2期美幌町障がい児福祉計画」に基づき、各種障がい福祉サービスを提供するとともに、地域全体で支え合う仕組みづくりの推進に努めているところであります。

御質問の「在宅で生活するなど、支援を受けていない人などに対するニーズ調査の必要性」については、現在の計画期間が令和5年度末で満了となることから、計画の見直し年度である次年度において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証を所有する方などに対してアンケート調査を実施することとし、調査を通して障がいのある方が必要としているニーズ内容を取りまとめ、次期計画に反映できるよう努めていく考えであります。

次に「生活支援事業所など、障がい者福祉施設の整備の必要性」についてであります。障がいのある方を地域全体で支えるサービスの提供として、北見地域定住自立圏協定に基づき、基幹相談支援センターを1市4町の枠組みで設置し、サービスの利用支援など、広域的に取り組んでいるところであります。

また、計画に基づく各種サービスの実績評価や分析を行うためには、行政のみならず、地域が一丸となって取り組むことが重要であることから、平成20年より学識経験者、保健・医療・福祉関係機関、学校教育関係機関、商工・労働関係機関、障がい福祉施設等、障がい当事者団体などで構成する「美幌町障害者自立支援協議会」を組織し、各種協議を進めているところであります。

障がい者福祉施設や福祉事業所の設置につきましては、本町にとってどのような施設が必要なのかについて、次期計画のアンケート調査や関係者との意見交換を行いながら、民間活力の参入を含め検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それでは、第6次美幌町農業振興計画について、少しずつ質問をさせていただきます。

一つに、スマート農業の推進ということで、ICTの活用、また、スマート農業機械導入の推進について、取り組んでいるということでもあります。

今現在、美幌町で国からの補助金を使いながら導入されているドローン、それから精密機械等を導入された数というのは捉えていますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） ICT機械の導入状況についてお答えさせていただきます。

美幌町では、2019年に美幌町ICT推進協議会が発足しておりまして、ICT機械の導入促進を図っているところでございます。

ここ3年間で導入されたスマート農業機械は、自動操舵装置、ブロードキャスター、ドローン、スプレーヤー、合計で350台程度となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 350台程度ということで、これはJAの営農振興を通じていろいろな取組を一緒にやっているということですが、今後、時代に即してまだまだ足りないという話を聞いております

が、そうした要請等がありますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 国の間接補助等もございますので、引き続き、今後も要望等を確認しながら進めてまいりたいと思っております。

要望については、その都度確認しておりますので、漏れのないよう進めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 十分対応してきているというお答えをいただきました。

いずれにしても、まだ導入して日が浅いし、その導入支援、また、操作の支援等も行っているという話もあります。

導入する機械は、自動操舵でも1台250万円から300万円、ブロードキャスター、精密施肥においても400万円から500万円、それから高性能スプレーヤーについても500万円から1,200万円ぐらいといったこともあります。

また、近年は、農業機械の高騰や入らないとかそうしたこともありますし、基本的に2018年度から見たら3分の1、それから20%から50%、下手すると200%というか、100%ぐらい値上がりという状況になってきています。

また、輸入自体も難しいということも聞いておりますので、そのようなことも含めて検討していただきたいと思えます。

このICTを活用している機械ですけれども、現実に使うには適正な施肥基準なり、使用する肥料の量というのを測るために、毎年土をとって土壌診断というのを農家個人でやってきております。

土壌診断の分析方法とか量にもよりますが、その診断に大体1点2,000円から5,000円ぐらいの間でかかります。

それを本当に細かくやろうと思ったら、

10筆あれば10筆やりたい。

それから、肥料がいいところと悪いところ、痩せているところと痩せていないところ、肥えているところによって、数値を入れて機械が自動的に判断して走ると、自動的に減ったり増えたり、三角の畑は真っすぐ行っても端を機械が自動判断して減らしてくれると。

ですから、全体の面積ではちゃんと反当たり10キロとか20キロという判断をして自動的にやります。そうしたことをするためには、土壌診断が一番基本になります。

今現在、何点やろうか1点までとか、2点までという助成をJAが行っているのですけれども、それをJAと協議して助成枠を増やしていただけるかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、JAと協議をして、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 検討していただけるということで、11月の臨時会においては、肥料それから飼料の高騰対策で町議会、行政の方にも協力していただき、助成いただけるという判断をいただきました。

全部が全部きれいにといいよりも、やはりきちんとした適正な判断をして、できるだけ経費を使わないようにするということが精密農業、ICTの肝でありますので、検討していただきたいと思っております。

それから、次に移ります。

担い手の育成ということで、JAびほろ管内でもコントラクター事業を始めさせていただきます。

コントラクター事業には、町からも機械代それから選果料等の助成をいただき、ありがたいと思っております。

今現在、コントラクター事業を進めていくために、これはバレイショの組合なのですけれども、利用する場合、反2万円から2万7,000円ぐらいかかるのです。

単純に計算して、一反当たり大体10万円から15万円ぐらいの収入の中で2万円とか3万円の負担は増えますが、労働しない代わりに体は助かる、ほかの仕事を同時にやれるというメリットはあります。

そのコントラクター事業組合にも、最初の導入年度に1回限りにおきまして、助成をいただいております。

それを通年的に利用料の助成とか、そのようなことを考えていただけることはないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、コントラクターの話が出ました。

そして、担い手というか、そこに関わる方の省力化を図りたいということにおいては、私の一つの政策の中で、コントラクターの推進ということを挙げております。

しっかりと支援していく考えではあるのですけれども、今までの一つの支援の形としては、どちらかというとそのシステムづくりというか、機材とか、そうしたことに對しての支援をしております。

今、利用者に対するというお話については、今の段階で支援をしっかりとすることところまでの言及は避けたいと思っております。

当然、コントラクターのシステムづくり、種目というか、作物ごとにやっている形を進めているのは十分知っているのですが、今後それを利用ということについては、今後、農家の方々、それからまとめているJAと十分に協議する必要があるのかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 答弁に関しては分かりました。

当然、コントラクター組合を導入する段

階で、JAとしても職員の増員等も行ってきており、それに対する負担も結構あります。

それを単純にその生産者だけに押し付けると、結構な金額を負担することになりますので、今後とも御検討していただきたいと思います。

今、JAびほろでは、ベトナム人実習生なり技能実習生を受入れております。

今は第4期生、5期生ということで、今年は全員で16名になっております。

その人たちには春から夏、それから冬、ずっと通年して働いていただいております。

その中で、忙しくないときというのは遊んでしまうということもありますが、実習生はそれなりに収入を得なければいけないので、その分、仕事をこちらでつくるということもあります。

それと、実習生を雇い入れるときの導入支援というか、生活支援という部分で、今後考えていただけるのかどうか。

行政としても病院だとか、看護師だとか、介護士等の助成はあると思うのですが、担い手確保、それから新規就農者も含めてそのような支援をいただけないのかどうか、どう考えているのでしょうか。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 今、それぞれの業種に関わる方について、担い手確保という意味から外国の方に協力をいただかなければならない時代になってきているということは、皆さんも認識いただいているかなと思っています。

その中で、仮に仕事と生活支援に分けるとして、当然、仕事は来ていただくわけですからいいのですが、それ以外の生活の部分に対して今、実際にやっているのは余暇というか、せっかく美幌に来ていただいておりますので、仕事をしないときに美幌の文化を知ってもらったり、地域に関わってもらおうということで、社会教育の関わ

りの中でいろいろやらせていただいております。

そのようなことについては、今後も十分に継続する考えはあるのですが、その生活支援という言葉がどのような意味を持って、本当にお金まで出す形になるのか、町全体の一つのシステムとしてどうするかということも含めて、農業だけではなく、考える時期に来ていると思っていますので、そのことは今後、検討する必要性のある項目と認識しております。

○議長(大原 昇君) 6番伊藤伸司さん。

○6番(伊藤伸司君) 考え方は分かりました。ありがとうございます。

それでは次に、農福連携という項目があるのですが、今現在の農福連携について、進捗状況、それから進め方をお伺いします。

○議長(大原 昇君) 農林政策課長。

○農林政策課長(橋本 勝君) 農福連携については重要事項と考えておまして、今、調査研究している段階でございます。

新年度に向けまして、先進地視察等を検討している段階でございます。

よろしくお願いたします。

○議長(大原 昇君) 6番伊藤伸司さん。

○6番(伊藤伸司君) 予想していた返答でしたが、障がい者という言い方は変ですが、今後、農福連携というのは大事な事項となりますので、いろいろな関係機関と検討していただきたいと思います。

続いて、前回、私もセンチュウ対策の話もさせていただいたしましたが、コントラクターを導入した時点において、原種・採種圃の生産が足りないということで、美幌町では種イモが不足した場合、JAきたみらい、それからJAめまんべつ等からいただいております。

近年、どんどんセンチュウが増えてきていて、生産量の減や減収の原因、更新用の



イモが不足している状況が見られます。

今年、美幌町内もジャガイモだけでなく、全般の生育がよかったものですから、結構収量的にはあったのでそれほど不足ではないのですけれども、品質的には足りない部分があります。

それも含めまして、美幌町には対策協議会がありますので、センチウ対策もしていただかなければと。

また、ある生産者から美幌の合理化澱粉工場に、網走、西網走、東藻琴、それからきたみらいからイモが運ばれて来るけれども、その運んでいるトラックが通ることが危険だと言われました。

こうした生産者が危惧していることも含めまして、検討していただくということは考えているという話になると思いますけれども、やはりコントラをつくってもつくるイモがない、更新用のイモがないというのが一番情けない話になります。

町内産のイモよりも倍ぐらいの値段になってしまうのです。

そうしたことも経営を圧迫してきますので、その辺の助成等があれば、お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 町の計画の中で当然、農業振興計画を定めているのは御存じだと思います。

その中で、農業生産基盤の整備として、畑総という部分と、もう一つは今、御質問のあった原・採種圃の設置の推進ということで、種イモをどうするかというのは重要なことだと私は認識しております。

それで、定期的にJAの役員の方と協議させていただいた中でも、イモであれば種イモをどうするかという話と、美幌の農業に関わる方、それから農業だけではないのですけれども、当然、今、センチウにおいては、感染していないエリアというのは美幌だけで、包囲網になってしまったと。

そのことに対してどう進めていくか、ど

う維持するかということについても、いろいろ協議会をつくって進めているところがあります。

その協議を皆さんとしっかりした中で、この地域として、それから行政として何が一番効果的、ベストなのかということは、しっかり考えていく必要があるのかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 新たな農業施策といたしまして、種バレイショ生産農家への拡充支援を担当内で検討してございます。

これまでも種イモの生産者が減少しておりますので、必要経費に対しましては補助しておりますけれども、さらに拡充できないかということをお内部で検討しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 引き続き、検討をよろしくお願いたします。

次に、昨日、木村議員からみどりの食料システム戦略というお話があったと思いますが、近々話なので、そこまで厳しい話ではないのですけれども、私もみどり戦略の前に環境保全型農業直接支払交付金を活用して、少しいただいております。

それには、エコファーマーの取得が大前提として、肥料は窒素成分量で50%、それから農薬は地域の約50%減ということになっております。

今後どのような施策になるのか分からないのですけれども、取り組みやすい、それから助成も分かりやすいということをしつかり示した中で、私もどれだけ参画できるか分かりませんが、周知徹底をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、当然、2050年ま

でにしっかり取り組んでいくという考えを町としても持っております。

J A等を含めて、町もしっかり分かりやすく取り組めるよう周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 分かりました。

木村議員も昨日言っていましたけれども、ただ単に農業者だけのことではなくて、やはり日本、それからグローバル的な話も含めて検討いただき、協議会等を立ち上げて進めていっていただきたいと思いません。

次に、有害鳥獣対策の関係ですけれども、今日の農業新聞に載っていましたが、近年、久しぶりにエゾシカによる年間被害総額が40億円を超えたということで、問題かなと思っております。

今年も前年と大体同じ駆除頭数になっているというのは聞きました。それは、くくりわながメインだそうで、500頭なら500頭を駆除したのですけれども、その3分の2ぐらいを1名の方が駆除している。

聞いたというか、分かっていたことなのですけれども、今回、私が何を言いたいのかという、その人が引退したらこの駆除はできるのかなと。

そのようなことも含めて質問させていただきたいと思えますし、今現在、猟銃の資格を取っても、10年間はライフルを持っていないのですよね。

それは皆さん御承知のとおりだと思うのですけれども、国の規程があるわけではなくて、僕が聞いた時点では、道、地元の警察署の判断だということです。

現実的に、散弾銃で鹿はとれなくて、やはりライフル銃を持っていないと無理なのです。

僕も七、八年前に、わなも猟銃も資格を

取っているのですが、結局、ライフルを持ってないから資格の免許証だけを持っていて、銃の所持はもうしていません。

わなをかけても、僕も何個か持っていてやっているのですが、よほど習熟した人でないとかからないのです。

ですから、そのような意味では猟銃の資格というか、最近は若い人たちも所持しているということなのですからけれども年々減ってきているし、ライフル所持の働きかけとかを猟友会も含めて、その辺の対策も何とかならないかなと思うのですが、それについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 猟友会の皆様と密にしてやっていきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 引き続き要請をよろしく願いいたします。

それから、地産地消の推進とあるのですけれども、J Aびほろ直売所や収穫祭、ぼっぼ屋さん、それから町の中に直売所がありまして、町民にはすごい人気だと聞いておりますし、売上げも出ているということです。

北海道は冬の間には生産できないという部分があり、出店する分が決められてしまうので難しいですけれども、今回、J Aの視察で関西を2か所ぐらい回ってきました。

すごい繁盛してというのは怒られるかもしれませんが、直売所が公園のようになっていて、遊ぶわけではないのですけれども家族連れで来て、コロナなんてなんのそのというぐらい、議場より大きくて100人ぐらいいるような状況でにぎわっていました。

ですから、そのようなものを美幌町として推進できないのか。

J Aびほろの直売所も今では小屋を建て

てやっていますけれども、基本的に直売所は町の道の駅等に併設というか、あることが多いです。

そうしたことも含めて、美幌町で大きい空き地があれば町の中に道の駅を一つ建てて、屋根をかけて、通年でやっていただければ人が集まります。

北海道ですから近隣市町村も来ますけれど、JAめむろでは常設型の直売所があつて、常に生産物を出しているという状況がありますので、そのようなものを美幌でも進められないのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 地産地消という話の中で、季節変化があるということは、冬場の収穫がないということもあつて、直売所はどうしても季節限定なものになっているというのが現状だと思うのですね。

今、農協も出荷調整というか、出荷時期をコントロールできるような状況になったときに、タマネギもそうですし、イモも年間を通してうまく出せると。

そうしたことを考えたときに、地域の方々が地元のものをしっかり食べるということやうまく理解していただければ、そのような場所の検討ということや皆さんとしてもいいのかなと思っています。

ただ、地元のいろいろマーケット等で売っていることもあつて、やはりそうしたところも考えないと、エリアが余りにも狭いと取り合いになってしまう。

こうした表現は適正ではないかもしれませんが、農協で収穫祭をやったときに、近隣のスーパーが気にしながら様子を見に来るとか、そのようなことにならないようにエリアを大きくして、それをやったとしても地元で生産に関わる人、販売をしている人たちがそれぞれウエルカムという状況を皆さんと協議してつくる、理解いただけるのであれば、そうした検討をしてもいいのではないかなと私は思っております。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 御返答は分かりました。

今はちょっと落ちついているような感じですけども、JAびほろ女性部、ぽっぽ屋さん、それから町の中にも二、三件あったときに、最初の頃は生産者の奪い合いをしたのですよね、現実問題として。

ですから、そうしたことも含めて調整する場所がないものですから、どうしても奪い合いになってしまったような気はします。それも協議しながらやっていただきたいと思います。

また、先ほど部長も言われましたが、地産地消ということで、美幌産のものを学校給食にもっともっと取り入れていただけないのかなど。

町から要請していただければ、JAびほろも出せるという話もしていたのですが、学校給食は契約行為で野菜等を買ったり、仕入れたりしているでしょうけれども、せっかく美幌町が農業の町なのに食べられないというか、身元が分からないものを食べるということ自体が一番きつい話ではないかなと思うのですよね。

ですから、そのようなものをもっともっと地元の子供たちのために、取り入れていただきたいと思います。これについては、返答は要りません。

次に、グリーンツーリズムの推進ということで、質問してよろしいでしょうか。

美幌町の農業及び魅力を町外者に発信するため、農村の自然、生活、人々の交流などを地域の魅力として生かせる農泊を推進することなのですが、それについて今現在取り組んでいるところをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 農村ツーリズム事業についてですけども、令和4年度に美幌町農村ツーリズム協議会を設立いた

しまして、現在取り組んでいるところでございますが、美幌町、JAびほろ、美幌高校、農業改良普及センター、受入れ農業者の5団体を構成団体として取り組んでおります。

教育旅行などを中心に行っておりますが、2016年から2019年で109名の方をこの事業で受入れしているところでございます。

近年は、コロナの関係で中止になっておりますが、実は今年度も話はあったのですが、コロナが拡大したということで急遽中止になっているという状況です。

ただ、来年度以降も実際に話は来ておりますので、積極的にこちらを推進していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 答弁ありがとうございます。

農家で民泊等、まだまだ認識不足の部分があって協力を得られないとかもあるでしょうけれども、徐々に新規就農を行った方も含めて理解を得られているようなので、推進していただいて、美幌の魅力等を発信していただきたいと思っております。

農業はそろそろ終わらせていただきます。

続いて、障がい児施策ですけれども、令和5年度に計画等を立てて、令和6年度から発効するというので、ニーズ調査もするというので、それは理解させていただきました。

今現在、美幌には通所型それから居住型にしても、特に、高齢ではない方たちの居住場所がないというのが現実ではないかなと思っております。

それも含めて、北見地域定住自立圏協定に基づき、1市4町の枠組みで支援センターを設置するという事なので、今現在もそのような方々が他市町村に

行っているという事実は把握しているのかということで質問します。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 定住自立圏の協定に基づきまして、基幹相談支援センターを令和3年4月1日に開設しております。

こちらのセンターにつきましては2か所に設置しておりまして、まず、第1拠点として、北見市内に本部を1か所設置しております。

また、サテライトということで、美幌町内、療育病院の中に第2拠点として、基幹相談支援センターを開設してございます。

例えば、グループホーム、共同生活援助でいきますと、毎月この1市4町のグループホームで、どのくらい空きがあるかということセンターの方が調査しています。

もし、町内でグループホームの申込みをして待機になっていても、こちらのセンターに申込みをすることによって、今この施設が空いていますということで、こうした相談を受けながら、実際にグループホームに入所できたことも聞いております。

1市4町が連携して、こちらの基幹センターを活用しながら、今後も取り進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 答弁は了解いたしました。

今後もこのシステムを十分活用しながら、障がい者並びに高齢者の方々が不自由なく、美幌町並びに関連市町村で生活できるよう支援していただきたいと思っております。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） これで、6番伊藤伸司さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時35分といたします。

午後2時20分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告しております2項目について、質問を行います。

最初は、新型コロナウイルス感染症傷病見舞金制度の延長について伺います。

新型コロナウイルス感染症傷病見舞金制度は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入する個人事業主が新型コロナウイルスに感染し、療養のため収入が減少した際に傷病見舞金が支給されるもので、美幌町はもちろん、全道、全国的にも高く評価されていたものでございます。

新型コロナウイルス感染者数が第7波を超越、過去最高の感染者数を日々更新する中であって、本年9月末日をもって制度が打ち切られたことに対して、町民から疑問の声とともに、当然、延長を求める要望が上がっています。

以下3点についてお伺いいたします。

一つ目は、傷病見舞金の支給実績について伺います。

2年間に及ぶ傷病見舞金制度の支給実績について、感染時期、感染の波ごとにお示しをいただきたいと思っております。

二つ目は、本年9月末で打ち切った理由についてであります。

新型コロナウイルス感染者数は第7波を超越して、今日、全道、管内においても過去最高値を更新する勢いにあります。

町民にも、個人事業者の経営にとっても深刻な不安が広がっておりまして、まさに、本見舞金支給制度が必要とされている中、突然打ち切られたことは全く理解できませんが、制度打ち切りの理由について伺います。

三つ目は、傷病見舞金制度の継続・延長についてであります。

新型コロナウイルス感染症は第1波以来、再襲来を繰り返し、終息の見込みが立たない状況であり、国におきましても本年9月8日、新型コロナウイルス傷病手当金に対する財政支援の期間を本年12月31日まで延長するという通知を地方に発出したところであります。

美幌町においても、コロナ感染症の拡大状況を考慮し、個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症傷病見舞金制度の継続・延長を行うべきと考えますが、いかがですか。

2項目めが、補聴器購入に公的助成をということで、お聞きをいたします。

一つ目は、難聴放置が認知症最大のリスクであることについて伺います。

加齢とともに増加する難聴が今日、日常生活や緊急時避難の障害、認知症や鬱病の引き金になると言われて久しいわけでございます。

高齢化社会を迎えて、町民の健康寿命を保つことが、美幌町にとっても最大の課題となっております。

難聴放置が認知症最大のリスク（ランセット報告）にあります。研究報告をどう受け止めておられるか、伺います。

二つ目は、補聴器を使わないのは経済的理由であることについてであります。

補聴器装着が日常生活の質の向上、認知症予防効果などがあると広く指摘されているにもかかわらず、補聴器の公的助成が重度障がい者に対する国の助成があるだけで、軽・中度難聴者には助成がなく「補聴器不利用の理由は購入するための経済的余裕がない」との補聴器工業会調査による報告がございまして。

ここに、補聴器装着の有効性が指摘されていても普及しない原因がございまして。

高齢化社会の真ただ中にある美幌町として、補聴器購入助成に踏み切るべきと考

えますが、いかがですか。

三つ目は、特定健診に聴力検査を。

聞こえにくいことは自覚していても、改善のために何が必要かを町民に認識していただくために、特定健診に聴力検査を加えるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症傷病見舞金制度の延長について。

新型コロナウイルス感染症傷病見舞金制度についての御質問ですが、この制度は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入する個人事業主が、新型コロナウイルスの感染によって休業が余儀なくされ、収入の減少に対し、最低限の生活を保障するために制度化したものでございます。

1点目の傷病見舞金支給実績についてですが、令和2年度はゼロ件、令和3年もゼロ件、令和4年は2月に1件、6月に2件、第7波と言われる8月は1件、9月に20件となっています。

2点目の本年9月末で打ち切った理由ですが、制度が始まったときは、不要不急の外出自粛、飲食店の時短営業など、国を挙げての感染対策が取られ、かつ、療養期間が2週間以上になるなど、感染による影響は大きなものでした。

しかし、コロナの性質の変化で、現在流行しているオミクロン株は感染力こそ強いものの、重症化リスクは低減してきました。

その結果、9月に2週間程度の療養期間が1週間、無症状の場合は5日間に短縮され、かつ、有症状でも症状軽快から24時間を経過すると、必要最小限の外出が可能になるなど、外出制限の緩和が図られました。

また、民間の生命保険会社が支給する入院給付金も、重症化リスクの高い人に限定するなど、新型コロナの感染に対する環境

の変化が見られてきました。

そのため、制度化した当時の給付の目的と現在の状況に乖離が見られたことから、制度を一旦終了することとしたものでございます。

3点目の傷病見舞金制度の継続・延長についてですが、これまでの傷病見舞金は一律支給する制度でしたが、実態に即した制度を必要に応じて今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、補聴器購入に公的助成をについてですが、加齢とともに起こりうる難聴は、聞こえが悪くなるばかりではなく、難聴が悪化することにより認知症の発症リスクが高まるとされております。

御質問のランセット報告については、ネットや報道を通じての受け止めとなりますが、難聴は高血圧、肥満、糖尿病とともに、認知症の危険因子の一つとして挙げられており、近年は、難聴が認知症の最も大きな危険因子と指摘され、ますます難聴と認知症の関連が注目されております。

難聴を予防・改善するためには、適度な運動や禁煙などの生活習慣の改善により、血液の循環をよくすることが効果的な対策とされているため、健康教育をはじめ、ホームページや広報等を通じて周知を図ってまいります。

2点目の補聴器購入助成への御質問であります。難聴が進み、聞こえが悪い状況をそのままにしておくと、認知症のリスクが高まるとともに、緊急車両の音や災害の警報などを聞き逃してしまう恐れがあり、身の危険にもつながります。

補聴器購入の助成については、今後の国や他の市町村等の動向を踏まえ、判断したいと考えておりますが、気になる症状があれば早めに耳鼻咽喉科を受診し、医師に相談することが大切であるため、生活習慣の改善とあわせて周知してまいります。

3点目の特定健診に聴力検査ですが、特

定健診は糖尿病や脂質異常症など生活習慣病を早期発見し、早期予防することを目的に実施しているものであります。

そのため、聴力検査を検査項目に加えることについては、現時点では考えておりませんが、検査項目に含まれなくても、特定健診を受診するときに合わせて聴力検査も実施できるかどうかを医療機関などと相談しながら、研究・検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 御答弁をいただきました。

事業主に対する傷病見舞金制度は、決して全国的に広く行われているものではありません。

また、1回の見舞金が30万円というのは多分、全国でトップクラスに高いのではないかと思います。

その点で、制度をつくったということとその効果は、美幌町内の個人事業主にとっては大変ありがたいという評価をいただいております。

私もコロナ感染症に対する見舞金制度について、中小企業の団体が寄り合っております全国商工連合会に問合せをいたしました。

そうすると、見舞金制度というのは、24の自治体でつくられていると。名前は変わっていますが、手当金あるいは給付金というのは、17自治体であると。

ですから、この団体が承知しているだけで41自治体程度ということですよ。

美幌町のこの取組は高く評価されていると、現在でも思っています。

ただし、この41自治体の中で、この9月に制度を打ち切ったというのは美幌町だけのようであります。

一つの市は、現在20万円の見舞金を来

年1月から10万円に減額すると、あるいは、もう一つの市は、現行10万円を今年10月1日から3万円に減額するということです。

そのような点で、町長の御答弁にありましたが、当初の状況と変わってきていると、当初のとおりの見舞金の額でいいのかというのは、全国的に議論されているのだなということは分かります。

しかし、美幌町の場合は、制度が廃止というところまで踏み切っています。

なぜ廃止をするのだということが、大変大きな疑問点で、復活する、あるいは継続するというのであれば、廃止の必要性はないと思います。

そこで、新聞などでは分かりませんが、先ほど実績を御答弁いただいたのですが、令和2年、3年はゼロ件で、今年に入って4月、6月、7月合わせて4件、9月に入って20件、合計24件ですが、なぜ9月に爆発的に増えたのだという点で、一つは疑問があります。

そもそもこの制度は、関係者への周知を徹底していなかったのではないのかと思います。

美幌町は、9月に入ってから、この制度は9月末で打切りになりますということも含めて、広報でお知らせしました。

初めて多くの方が知る機会となり、それで遡って申請した人も含めて20件に上っているのではないかという疑問点がござい

ます。美幌町の制度では、2020年、2年前の1月1日に遡って、新型コロナに感染した場合、事業主には30万円支給しますよと、見舞金を支給しますということですから、9月でも令和2年の1月、2月、3月のどの時点であれ、感染した場合については申請ができるわけですよ。

9月に集中したのは、9月に感染したからということだけではなかったのではない

すなわち、ようやく認識されたその段階で、9月末で打ち切りますということでは余りに周知期間を含めて短いという思いがあります。

一つは、9月末の申請がどのように、発症・原因がいつで9月に申請されたかと、ここの追跡調査はされているのでしょうか。

もう一つは、その後10月、11月と爆発的に感染が広がっています。この感染の広がりをその後どのように捉えておられるか。

一段落してもう低迷しているということであれば、この制度の継続・延長ということの是非にも関わります。

私はそうではないと、膠着状態、あるいは、ずっと現在まで感染が広がっているのではないかと思うのですが、あわせてお示してください。

○議長（大原 昇君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木齊君） 御答弁申し上げます。

まず一つに、申請が9月に多かったのではないかということですが、ホームページにこの制度を載せておきまして、申請した方の口コミなどもあり、広まっていったということが正直ございます。

その中で、実際に感染した日時を確認させていただくと、それは8月から9月にかけて感染したという方が非常に多くて、2月に1件、それから6月に2件だと思っておりますけれど、その後8月、9月に集中してきたところにつきましては、9月の初めに8月に感染したと申請に来られた方もおられますが、9月に感染して9月に申請が出てきた、もしくは、9月に感染して10月に申請が出てきたという状況になっております。

もちろん、制度を知らなかった方もある程度おられるかと思うのですが、感染した人の中での情報共有だとかもございまして、それほど時期を置かずして申請が出て

いる状況だと理解しているところでございます。

その後、10月、11月と感染が続いているという話でございますが、この制度につきましては、国民健康保険もしくは後期高齢者医療保険に加入している個人事業主が感染したという場合に対象となる制度でございました。

そのため、感染者全てがその制度に該当するかどうかではなくて、その中で個人事業主がいらっしゃれば、もちろん9月までの制度はどうなったのかなど、そのようなことになろうかと思うのですが、その点につきましては町に問合せはありませんでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

個人事業主の感染状況については把握できておりませんので、その点につきましては申し訳ないですが、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 感染状況については、私から御説明をさせていただきます。

10月、11月と感染者数が爆発的に増えてきて、11月におきましては、道内の数として8,000から1万の間でずっと推移しておりました。

オホーツク管内におきましては、大体300人程度で毎日発症者が報告されておりましたがけれども、12月に入ってから若干下降きみで、全道で7,000人ぐらいに落ちてきているような推移状況でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 発症と見舞金の申請との関係については、私は分析できていませんので伺いますと、そうではないのではないかと。そのことは重要な問題ではないので、取りあえずはそのとお受け止めたいと思います。



ただ、11月末の道新の報道ですけれど、全道での感染による死者数は、昨年6月の死者数の1.9倍だということで、これは事業主がそうなのかどうかは全く分かりませんが、町民的には感染について非常にナーバスになっている、神経質になっています。

11月は私もそのうちの1人なので、不安な日々を送ったということについては承知をしていますが、どこで感染したのか分からないと、どこでも同じでしょうと言われるぐらい、感染は不思議なことではないと周りからは聞かれています。

そこで、この比率に従って考えれば、当然、事業主についても9月末がピークで、10月、11月はほとんどの事業主も感染していないのではなくて、一般的に比例すると思いますが、その状況を前にしてこの制度は打ち切りますと、この姿勢は大変問題だと私は思います。

制度を打ち切ってしまったら、どうなるのですかね。

制度の金額を減額したところの要綱なども送っていただいているのですけれど、これは要綱ですから、告示したら条例ではないので議会を通す必要はないと、行政がいつからやるということを決めれば、直ちに実施できる、非常に機能的な制度ではありません。

いつ開始するのか、いつ延長するのか、このことを決めることができますが、ある町では9月22日に告示をして、10月1日から減額するよということで、知らない議員さんもいらっやいました。

そのようなことなので、この要綱の中で、附則で変えてくるということで、本体は残っているのですよね。

美幌町の場合は要綱そのものが廃止ということになれば、改めて制度を一旦終了すると。

一律支給する制度だったけれども必要に応じてということ、今は必要ないと、今

後検討してまいりますと、現在は考えていないと、このようなことでいいのかということが問われる。

幾ら制度がよかったけれども、感染が広がって死者も出て、今度は自分かもしれないと不安になっているときに、制度そのものがないということになったら、大変大きなショックがあると私は思います。

しかも、2年余りにわたって、約3年に及ぶコロナ禍で、飲食店などはお客さんが来ないために事業を続けることができないという悲鳴が各所で上がっている。

そのときに自分が感染したら、今度はまた店が開けないと。家族も含めて療養期間に入ってしまうと。短ければいいですけれど、長くなったらどうすると。

しかも、借入れで日々暮らしている人たちが、借入金をどうするか、借りたお金の返済期日がもう来ているという切迫した状況のもとで、見舞金制度が打ち切りになるというのは、私は大変深刻な問題だと思います。

したがって、30万円が継続できるかどうかは取りあえず置いておいて、見舞金という制度あるいは名前を変えたらそれでもいいですよ。

要するに、感染症で事業に専念できない事業主に対して、何らかの制度の延長を大至急やらなければならないと。

年を越せないという状況のもとで一旦終了し、必要なときに今後検討という姿勢は、どうしても納得がいかないと思います。

12月議会で条例として提案するのであれば別ですけれど、これは行政が必要だと判断した時点で、要綱の改正などであれば、あしたにでも提案をしていけるのですよね。遡ってもできると。

ですから、10月1日に遡って、全国で最も進んでいた制度だったので、それに準じて美幌町としても決断をすべきでないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 御答弁申し上げます。

今回の傷病見舞金の制度につきましては、我々も非常に重要、かつ、なくてはならない制度だという認識は、現在も変わってございません。

感染者の広がりも見える中、直ちに要綱の失効ということで、町民の皆様方にそれぞれ不安を与えてしまったといった部分については、改善していかなければならないと考えてございます。

今回、要綱を廃止するに至った経緯を若干お話させていただきたいと思いますが、この傷病見舞金につきましては、承知のとおり個人事業主が療養期間中の営業の自粛、そうしたもものから生じる減収に対しまして、最低限の生活の保障をしっかりと行っていきたいということで始まった制度でございます。

制度開始時点におきましては、当時のコロナの状況を踏まえまして、療養期間が2週間、濃厚接触者となった者についてもおおむね2週間の自粛がうたわれていたということもございます。

2週間、2週間の合計28日間ということで、この30日弱という日数に対しまして、雇用されている方も傷病手当金というものが支給されている仕組みになってございますので、その傷病手当金の単価に準じまして30日に乗じた結果、一律30万円という金額を出したものでございます。

つまり、当時の療養期間、要は、行動が制限されている期間をある程度勘案し、制度設計をしていたということでございまして、一律、皆この基準に従い行動していたという状況もございます。

ただ、御承知のとおり、この9月に入りまして様々なコロナに対する療養期間の制度の見直しということがされてございます。

無症状の方につきましては5日間の自

粛、また、症状がある方につきましても7日間、軽快症状が認められれば7日後には行動の制限がないといったことも、制度としては変わってきているということでございまして、当時の約30日間の行動自粛につきましては7日間、つまり、1週間程度に短縮になってきているということもあります。

ただ、それぞれの症状・状況によりましては、その多寡はあるのだということも当然、認識しているところであります。

また、傷病見舞金を支給するに当たりましては、その方がいつ陽性の判定を受けたのか、そうした証明書等の提出も求めてございます。

この取扱いにつきましても、従前でありましたら、それぞれ陽性認定される方というのは、医師の判断に基づきましてそれぞれ登録されていたという一定のルールで行われておりましたが、現在のところ、医師の診断に基づく陽性判定もあれば、自分自身が簡易キットで検査の上、保健所等、センターに登録をするということもございます。

また、登録をせずとも、簡易キットで陽性を自分自身で確認される、そのような方もいらっしゃると思います。

つまり、その陽性に係る証明の手続というのが、これはまさに医療機関と保健所の負担軽減もうたわれている中で、そうしたことになっているわけではありますが、そうした感染の証明書類につきましても、いろいろ複雑化してきているということでもあります。

その中で、30日から療養期間が短くなってきているわけではあります、先ほど申しましたとおり、実際に全員が5日間、7日間ということではございません。

2週間、3週間と療養を要する方もいらっしゃる場合に、そのような実情に合わせた形での見舞金の支給が望ましいのだろうということと考えてございます。

今現在のコロナに関する制度、そして証明等を見たときに、いろいろと解決していかねばならない課題が複数ありましたことから、この要綱を廃止するに当たりましては、次の新しい制度に向けて、即座に検討を始めてきたところでありませうけれども、今、お話ししましたような課題があったことから、少々時間を要しているということでございます。

また、冒頭言いましたが、この傷病見舞金の制度につきましても重要性というのは、我々担当としても十分認識してございますので、この要綱が廃止されて次の新しい制度が始まるまでの間、穴を空けるつもりは全くございません。

そちらにつきましてもはしかるべき形、遡及するということが今現在、あわせて検討しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

少し長くなりましたが、要綱の廃止により不安を与えましたことにつきましては、このような理由から少々時間を要しているということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、担当部長から御説明をさせていただきました。

大江議員からのお話は、今回失効させたというのは乱暴過ぎるよという意味だと思っていて、そのやり方については今、反省しているところであります。

この制度が実情に合わなくなったという部分については御理解いただけたらと思っていて、その適用の仕方についてもしっかり検討しているところであります。

次の制度に向けて、いつの時点でという部分でいけば、当然、補正等の財源措置等も必要でありますので、一旦そこでは打ち切ってはいるのですが、私の任期中にはしっかりと今回の制度の継続というか、新たな制度をきちんと示したいと思ひます。

部長からお話ししましたが、10月以降に対す方々に穴が空かないように、遡及してでもきちんと継続していきたいという考えでありますので、その辺を御理解いただきたいと思ひております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 制度そのものは一旦打ち切ったけれども、多分、10月1日に遡って見舞金にするのか、給付金にするのか、名称は分かりませんが、制度はつくるといふことなんです。

美幌のように一律の見舞金で30万円、20万円、10万円とか、こうしたところもありますけれども、複雑な計算は要らないと、療養日数に基づいて1日7,000円、6,000円、5,000円、3,000円というところもあります。

もちろん、前年の収入を365日で割って、その3分の2で1日当たり幾ら、何日療養したかという複雑なところも幾つもありますけれども、できるだけ簡素にして支給するという制度を実態に忠じてということですから、療養日数がベースになるのだろうと思ひます。

町長は自分の任期ということですが、任期中であれば来年の新年度予算が終わった後も任期ですよ。

5月ぐらいまであるかと思ひるので、選挙のときにそのような制度ができていないということではないのだと思ひます。

私は、条例ではないので、できれば年内に10月1日に遡って、どなたでも分かるということに制定していただきたいと申し上げておきます。

2点目に移ります。

補聴器購入に公的な助成をということなんです。

私は、以前もこの補聴器の購入に町としての助成をということで、日本の場合、諸外国と比べて難聴者の比率はほとんど変わ

らないのけれども、補聴器を装着している人の割合は非常に低いと。

今回、補聴器工業会の調査をお示しいたしまして、アンケート調査の結果、補聴器を使わない理由は、買うための経済的余裕がないということで業界としても承知をしていて、原因はほぼ実態と変わらないのだらうと思います。

最初の御答弁で、気になる症状があれば耳鼻咽喉科を受診して、医師に相談することが大切である、だから周知していくということですが、それはそのとおりだと思いますが、懐にお金がないので買いたくても買えない、効果があると分かっているのに買えないということが答えとして出ているのであれば、踏み切らざるを得ないのではないかと考えています。

これも全国で大変普及しているよと、美幌町は遅れているから遅れないようにという意味ではありません。

確かに普及はしてきていますけれど、ある調査では、昨年7月時点で全国35の自治体が補聴器購入に対して助成金を出しているというデータがありましたが、今年の10月31日現在で114の市町村に増えていると、1年余りで急速に増えているよという情報は得ています。

ただし、これも民間の団体が任意に調査しているということで、漏れがあるなと思います。

データの中で、北海道は幾つだと見ましたら、13自治体でした。けれども、今年の5月時点で道庁が把握している数字は18です。ですから、実態はもっと広がっているのだらうと思います。

いずれにしても、過半数が制度をつくっているから美幌町もという意味ではありません。

しかし、「ランセット」という医学誌が持っている意味は非常に大きいように思います。

私は今回、コロナで外出できなかったの

で、ランセットで示しているデータを余分に見ることができまして、そこで改めて分かりました。

認知症予防のための補聴器の効果というのは、実は、高齢者を対象にして調査したというものでもないのだなと。

データの基本は、45歳から65歳という年齢層をベースにして作られているということで、当初から高齢者の健康を維持するためにという私の狙いは少し外れているということも分かりました。

そして、アルツハイマーの原因は、若い時代からアミロイドベータのたんぱくが20年から30年かけて蓄積されて発症しているということで、年を取ったからすぐに大変だと、だから補聴器という短絡的なものではないということも十分に分かりました。

そのような点で、改めて北海道内の18市町村の補助制度の対象年齢を見ましたら、18分の6、3分の1では年齢制限がないのです。

若い人でも聞こえが悪いという段階から、補聴器購入に対して、積極的に町として助成をしているということが見えてきてまして、全町民的な認知症予防という意味でも取組になっているのだなということが分かりました。

金額はいろいろですが、そのような点で今後、国や他の市町村との動向を踏まえて判断したいと第1回目の答弁はなっています。

町によっては18歳以上というところがございしますが、そうした若い人たちも含めて、私は、美幌町で健康な町民生活を送っていただきたい、あるいは、老後と言えば美幌町でなら健康寿命を発揮できますよということにつながる息の長い制度として、経済的な理由で補聴器を必要とする場合に助成するというのは、大変積極的な意味を持っていると思います。

町長の任期中に制度としてできることを

期待して質問いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、大江議員から一般質問いただいた中で、ランセットの報告書、原文は英語で読めないのですが、2017年と2020年の日本語訳文を読ませていただきました。

ある雑誌、それから一部の難聴を研究している方々に関して見れば、認知症イコール難聴という概念があります。

ただ、今、大江議員がおっしゃったように、よく読むと45歳から65歳ということで、難聴も一つのエビデンスということを行っているのですね。

そのような意味からいけば、町民の方々の認知症発症をどう抑えるかとか、認知症になっている方をどうするかという方策の難聴という捉え方と、もともと健康な方が難聴と言われた場合の捉え方。

私も家族というか、妻がたまたま医療従事者なので、認知症について話をしたときに、難聴自体をどう考えるか、ふだん生活する中においても、聞こえないとかで関係が悪くなったり、家族の中から取り残されたりとか、そのことに対しての考え方をきちんと整理しなければならぬのではないのですかという話がありました。

今回の質問の中でいろいろ考えなければいけないと思いますが、一つ反論するのは、工業会のお金がないからという言い方が私は非常に腹立たしいというか、私からすると、では安いのをつくればいいではないかと、本当にもともと高いのですよね。

今は、国産でいけば大体7万円とか、それから耳の形をとってという話になると両耳で30万円とか、そのことに対して、認知症というよりも難聴を生活の中でどう取扱うかと、いろいろなことが今出てきています。

テレビを見るのであれば、そこまで大きくしなくても耳元に置くBluetooth

hというものが出たり、それから、軽い難聴の方であれば、補聴器も本当に高額でないものを耳に入れてとか、このようなものをきちんと整理した中で政策をどうするか、誰にどのような支援をするということを考えていく必要があるのかなと今、私は捉えているところであります。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 実は、過去にも一般質問した際、町長は、その効果が明らかであるかどうかはしっかり検証していきたいという御答弁をされました。事実に基づいて判断するという方向性でした。本日も方向性においてはそのとおりでないと私も思っています。

それで、高齢者の健康寿命を延長するためというのはごく一部であって、長期にわたって健康な町民活動を行っていただくために、対象を広げて、必要な人には公的助成を考えるという点で捉えていきたいと思えます。

全体的な予算の関係もありますので、予算の配分だとか、そうしたところまでは取りあえずは求めていきませんが、効果のある範囲でぜひ制度を御検討いただきたいということをあえて限定的に申し上げて、若干時間は余っていますけれど、私の質問は終わりいたします。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時29分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員